

JA バンク高知信連 DISCLOSURE 2026

高知県信用農業協同組合連合会

DISCLOSURE | 2026 | CONTENTS

ごあいさつ	1
経営	
経営理念・経営方針	2
リスク管理の状況	7
JAグループ・JAバンクシステム	10
事業の概況(令和7年度)	12
地域貢献情報	15
主な事業の内容	21
【単体経営資料】	
I 決算の状況	
貸借対照表	28
損益計算書	29
キャッシュ・フロー計算書	30
剰余金処分計算書	31
注記表 ■令和6年度	32
■令和7年度	42
財務諸表の適正性等にかかる確認	52
会計監査人の監査	52
II 損益の状況	
最近の5事業年度の主要な経営指標	53
利益総括表	53
事業純益	53
資金運用収支の内訳	54
受取・支払利息の増減額	54
III 事業の概況	
貯金に関する指標	55
■科目別貯金平均残高	55
■定期貯金残高	55
貸出金等に関する指標	55
■科目別貸出金平均残高	55
■貸出金の金利条件別内訳残高	55
■貸出金の担保別内訳残高	56
■債務保証の担保別内訳残高	56
■貸出金の用途別内訳残高	56
■貸出金の業種別残高	56
■主要な農業関係の貸出金残高	57
■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	58
■元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	58
■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
■貸出金償却の額	59
有価証券に関する指標	59
■種類別有価証券平均残高	59
■商品有価証券種類別平均残高	59
■有価証券残存期間別残高	59
有価証券の時価情報等	60
■有価証券の時価情報	60
■金銭の信託の時価情報	61
■デリバティブ取引等	61

IV 経営諸指標	
利益率	62
貯貸率・貯証率	62
V 自己資本比率の状況(単体)	
定性的開示項目	63
■自己資本の状況	63
■信用リスクに関する事項	63
■信用リスク削減手法に関する事項	64
■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	65
■証券化エクスポージャーに関する事項	65
■CVAリスクに関する事項	65
■マーケット・リスクに関する事項	65
■オペレーショナル・リスクに関する事項	65
■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	66
■リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	66
■金利リスクに関する事項	67
定量的開示項目	69
■自己資本の状況	69
■信用リスクに関する事項	72
■信用リスク削減手法に関する事項	79
■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	80
■証券化エクスポージャーに関する事項	81
■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	81
VI 役員等の報酬体系	
役員	82
■対象役員	82
■役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法	82
■対象役員の報酬等の決定等	82
職員等	83
その他	83
信連の概要	
機構図	84
役員構成(役員一覧)	84
特定信用事業代理業者の状況	84
信用事業の業務代理を委託する代理店(業務代理組合)の状況	85
沿革・あゆみ	85
店舗等のご案内	86
ホームページのご案内	86
索引	87

ごあいさつ

皆さまには、平素より高知県信用農業協同組合連合会（JA バンク高知信連）をご利用いただき誠にありがとうございます。

当会は、昭和 23 年の設立以来 78 年にわたり、高知県の農業や地域社会の発展を金融面より支援する地域金融機関として歩んでまいりました。これもひとえに皆さまの温かいご理解とご支援の賜と深く感謝申し上げます。

本年も当会の事業や経営内容について皆さまにご紹介いたしたく、小誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、日本経済は、賃上げが 2 年連続で 5% 超となるなど、賃上げの継続や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復を続けました。今後も、所得環境の改善や政府の経済対策を背景に、個人消費および設備投資を中心とした国内需要が成長を牽引すると見込まれていますが、世界経済の不確実性など外部環境は引き続きリスク要因となることが想定されます。

国内の金融政策については、日本銀行が令和 6 年以降、段階的な利上げを進め、金融政策正常化のプロセスが本格化しました。今後は、金利上昇が企業・家計に与える影響を見極めつつ、物価安定と景気回復の両立を図るために日本銀行がどのように舵取りを行っていくかが注目されます。

農業分野では、気候変動の影響による高温・渇水・局地的大雨などにより、米や野菜の生育遅延が発生し、米価は記録的水準まで高騰しました。さらに、世界情勢の不安定化や円安の進行により、肥料・燃料等の生産資材価格が高止まりし、農業経営への負担は一段と増大しています。農業人口の減少が続く中、生産基盤の強化と農業所得の向上が喫緊の課題となっています。

こうした情勢下、当会は「中期経営計画（令和 7 年度～令和 9 年度）」の 2 年目として、引き続き持続可能な収益力と健全性が確保された強固な財務基盤を実現し、会員 JA に対する安定的な収益還元に努めてまいります。そして、組合員・利用者が安心して利用できる JA バンクサービスを提供し続けるために、JA バンク高知として変化に柔軟に対応できる事業モデルの構築および事業・組織基盤強化に向けた取り組みを行ってまいります。

今後とも、県内 JA と一体となった信用事業運営に対しまして、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和 8 年 7 月

高知県信用農業協同組合連合会
 経営管理委員会会長 久岡 隆
 代表理事理事長 東山 英仁

■ 経営理念

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となり、互いに助け合い、互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、高知県の農業、ならびに地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し、地域発展のために尽力します。

■ 当会の役割

当会は、JA バンク高知が「JA バンク基本方針」に基づき、信頼性の確保と高度な金融サービスの提供を行うために、JA バンクシステムを確実に運営する役割を担った「JA バンク高知県本部」の機能を発揮します。安定した収益還元、機能還元と併せて、総合事業体としての JA に対する経営指導に努め、会員 JA の補完を行います。また、金融機関としての経営管理体制の高度化を図るとともに、JA バンク高知の一員として信用事業運営に取り組みます。

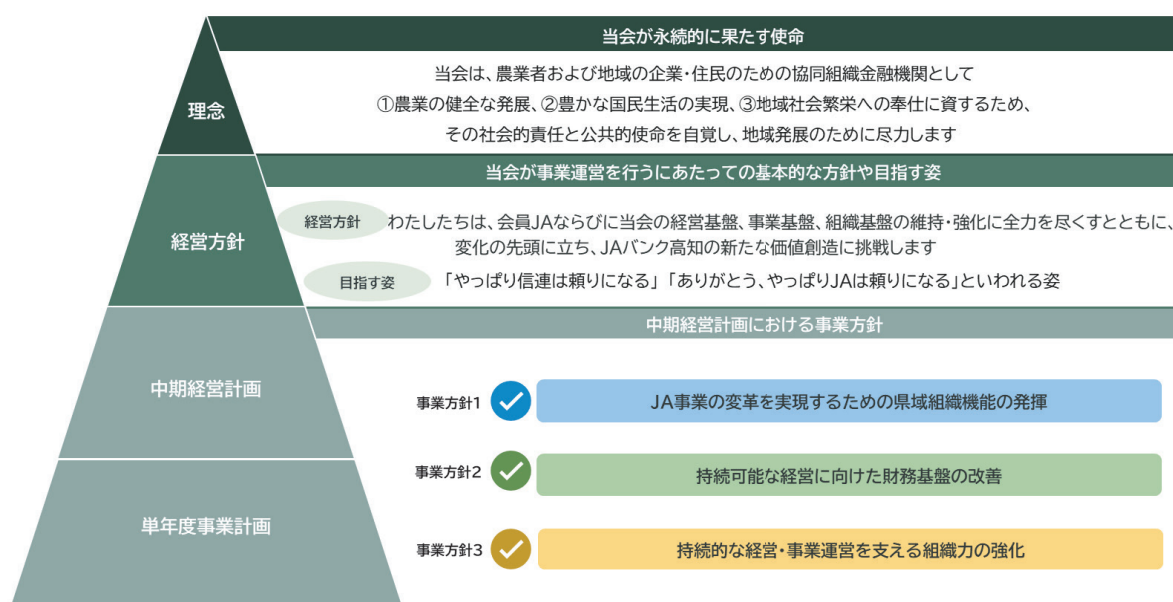
県内 JA バンク会員と協力し、農業の担い手や地域の利用者との長期的な相互信頼関係構築のために、金融機関としての健全性確保に努め、金融面から農家支援や地域支援への貢献を図ります。さらには、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組みます。

そして、農家組合員の所得向上を目的とした農業金融の一層の機能強化に努め、地域住民のメインバンクとして愛され、信頼される JA バンクを目指すとともに、JA グループ高知が目指す姿の実現ならびに自己改革に取り組みます。

■ 経営方針

当会は、会員 JA ならびに当会の経営基盤、事業基盤、組織基盤の維持・強化に全力を尽くすとともに、変化の先頭に立ち、JA バンク高知の新たな価値創造に挑戦します。

当会の理念、経営方針および経営計画の全体イメージ



■ 業務の適正を確保するための体制

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。

● 内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務を運営遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては事前に当会のコンプライアンス全般にかかる統括部署である基盤強化部が審査を行う。
- (3) コンプライアンスに関して、職員が相談・情報提供できる内部相談窓口および外部の法律事務所（JA グループ高知ヘルプライン）を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策について、「マネー・ローンドリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (6) 財務報告に係る規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
- (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子法人等からなる集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会グループにおける業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会とグループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務およびグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、年度内部監査実施状況を取りまとめ経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務執行を補助するため監査室を設置する。
- (2) 監査室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
- (3) 監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- (4) 監査室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査室は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) 前記1(3)の内部相談窓口ならびに JA グループ高知ヘルプラインの運用状況およびコンプライアンス所管部がグループ会社の内部通報制度担当部門からグループ会社における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告を行う。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制 適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報

告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べることができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

●業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査等の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、ALM 委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、コンプライアンス・マニュアルにおいて役職員の行動規範（服務と倫理）を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。

また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、県内 JA に向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。

財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。

また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規定を制定のうえ役職員に対し周知し、情報の管理を確実なものとしています。

また、「JA バンクの内部管理態勢構築にかかる指針」（サイバー攻撃への備え）を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスク管理基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会、経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう JA バンク業務継続要領を定めています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および事業計画の進捗管理を理事・部長会、ALM 委員会、理事会、経営管理委員会

において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、理事・部長会を、月1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

5. 当会およびその子法人等からなる集団における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子法人等における業務管理体制やリスクの把握に努めています。

6. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、専任の職員を配置しています。また、監査室に配属する職員の業績評価、人事異動等については、あらかじめ常勤監事の意見を聴取しています。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監事監査規程およびヘルプライン運営要領に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。

10. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事の職務執行により生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

■ リスク管理体制

● リスク管理基本方針等

会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じて、リスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題のひとつとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

● リスク管理体制

市場リスク、信用リスクおよび経済資本管理等について「リスク管理実施要領」を定め、同要領に従ってリスク管理を実施しています。

リスク管理委員会においてリスク資本配賦を行い、毎月の ALM 委員会にて許容リスク枠内における適正な ALM を検討・決定・検証しています。

市場リスク管理では、リスク限度枠や金利リスク、資産種類別のリスク量、収益等の厳正な管理を通じて、金利情勢等を見極めつつ的確なマネジメントを行っています。

信用リスク管理では、クレジットポリシーの遵守、特定の業種・取引先への与信集中を避けた管理をしています。なお、リスク管理グループが「貸出審査要領」に基づいた与信の二次審査を行っています。

また、オペレーショナルリスク管理として、事務リスク・システムリスク等について機動的に対応すべく、リスク管理委員会の他に、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を定期および随時に開催し、リスク情報の共有化と適切な対応に努めています。

■ 法令遵守体制

● コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また近年の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、会員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

● コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため各部署にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会等を行い、全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置しその進捗管理を行っています。

また、会員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

■ 金融 ADR 制度への対応

● 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JA バンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口

基盤強化部 リスク管理グループ 電話：088-802-8005

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日除く）

上記の窓口または「JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）」（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

● 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

岡山弁護士会仲裁センター（JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）を通じてのご利用となります。）

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■ 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ☐ 会員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ☐ 会員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ☐ 不確実な事項について断定的な判断や、事実でない情報を提供するなど、会員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ☐ 電話や訪問による勧誘は、会員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ☐ 会員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ☐ 販売・勧誘に関する会員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 個人情報の取り扱い方針

● 個人情報保護方針

当会は、会員・利用者の皆さまの個人情報および個人番号等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護に関する関係諸法令およびガイドラインで定められた義務を誠実に遵守します。

● 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることを事業活動の基本とし、社会的責務であることを認識するとともに、情報セキュリティに関係する諸法令および関係省庁の指導による義務を誠実に遵守します。

■ 利用者保護等管理方針

当会は、会員・利用者の皆さまの正当な利益の保護と利便性を確保するために、取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行い、相談・苦情等への適切な対応、利用者情報の適正な取得とその管理、また、事業を外部に委託する場合は利用者情報の管理や会員・利用者の皆さまへの対応が適切に行われるよう努めます。

あわせて、当会との取引に伴って、会員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにあたって、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。また、会員・利用者の皆さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

■ 貸出運営についての考え方

貸出にあたっては、資金使途や経営内容と将来性などについて審査を行うとともに、特定の業種や取引先に貸出が偏ることのないよう、リスク管理を実施しています。

また、融資渉外等によって常に最新情報の把握に努め、農業情報等を活かした独自の審査と管理にも取り組んでいます。

協同組織金融機関、また地域金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、農業の専門金融機関として、農業およびその関連産業の振興、地域社会の発展に資するべく、貸出に関する基本方針（クレジットポリシー）を制定して、適切な貸出運営に取り組んでいます。

■ 内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から完全に独立して設置し、経営諸活動全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から検討・評価し、助言・提案等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の業務全般を対象とし、内部監査計画書に基づき実施しています。監査結果は理事長・常務および常勤監事に報告したのち被監査部門に通知し、定期的に被監査部門における改善状況の調査・確認を実施しています。

なお、理事会および経営管理委員会に年2回以上の内部監査実施報告を行い、特に重要な事項については、遅滞なく理事会および経営管理委員会に報告し、速やかに対応策を講じることとしています。

■「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

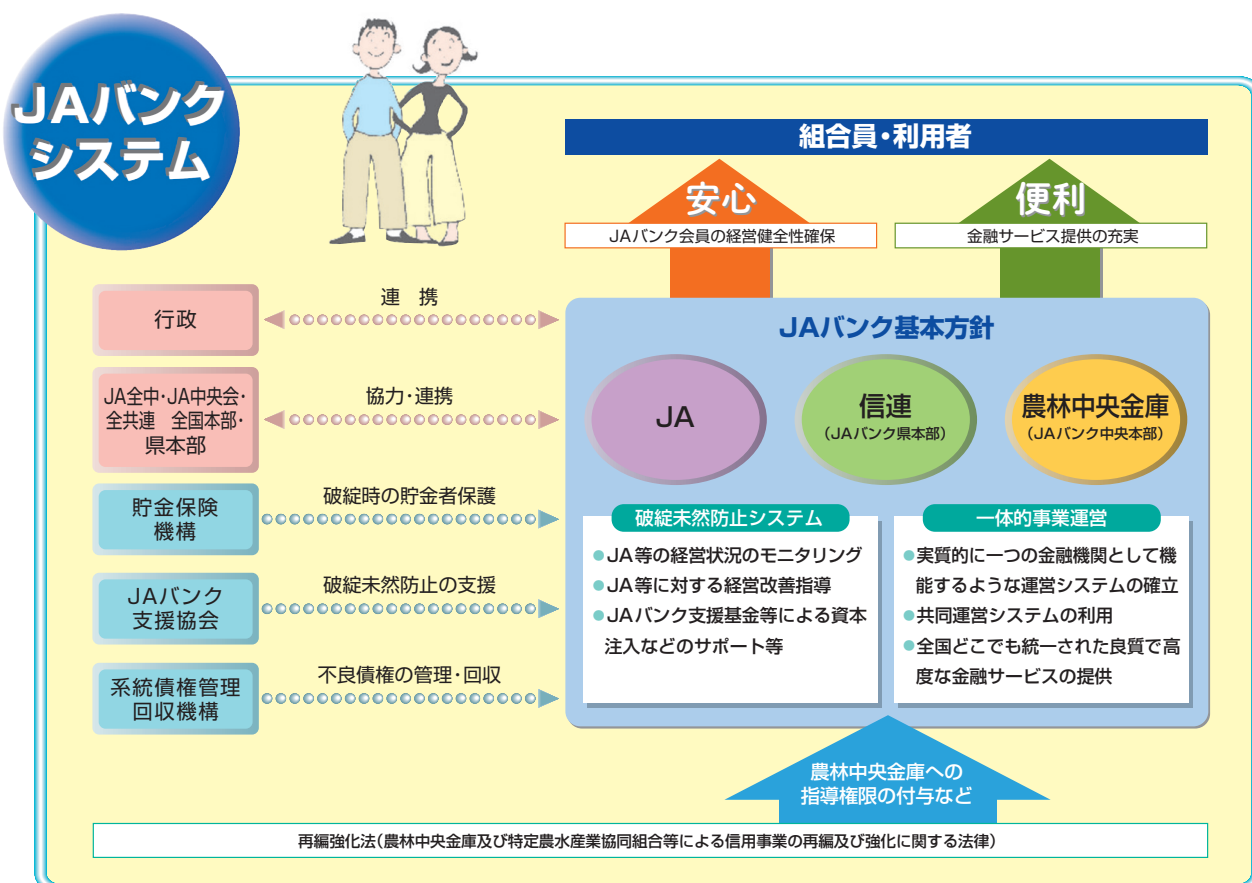
●「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2025 年 3 月末における残高は 1,653 億円となっています。

●「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえで、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。



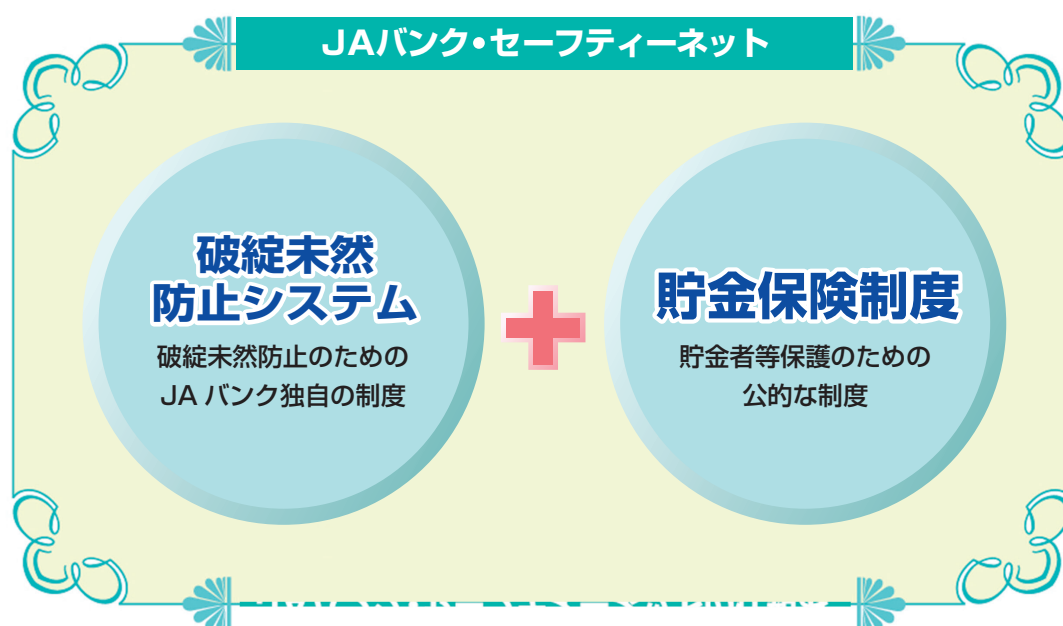
■ 「JAバンク・セーフティーネット」の仕組み

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットで守られています。

●貯金保険制度

貯金保険制度とは、万一JA等が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行・信金・信組・労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。



■ 主な系統組織の仕組み



事業の概況(令和7年度)

世界経済は、底堅い成長を維持しているなか、主要国ではインフレ率が徐々に鈍化し、欧米を中心に金融緩和への転換が進みました。AI 関連投資の拡大や各国の財政支援が景気を下支えする構図は続いているものの、米国の自国第一主義的政策の強まり、中国の構造改革に伴う成長鈍化、欧州の政治不安定化、中東情勢の緊迫化など、地政学リスクは依然として高い状況となっており、これらの要因は、世界的な貿易・投資の流れに不確実性をもたらし、先行きの景気下振れリスクとして注視されています。

日本経済は、賃上げの継続や雇用環境の改善を背景に、個人消費や設備投資が持ち直し、内需主導の緩やかな回復基調が続いている一方で、物価高や金利上昇の影響、外需の弱さなどから、景気の回復ペースは緩やかなものにとどまっています。金融政策については、日本銀行が令和6年以降、段階的な利上げを進めており、金融政策正常化のプロセスが本格化しています。今後は、金利上昇が企業・家計に与える影響を見極めつつ、物価安定と景気回復の両立を図るために日本銀行がどのように舵取りを行っていくかが注目されます。

高知県内の経済は、インバウンド需要の回復や観光関連産業の好調などにより、緩やかに持ち直しており、雇用情勢は引き締まった状態が続き、賃金上昇が個人消費を下支えしています。

一方、農業情勢については、世界的な人口増加に伴う食料需要量の増加や気候変動による農作物生産の不安定化、国内の農業人口や就農者数の減少などを起因とした農業生産力の低下など、様々な課題が発生しています。

令和7年度は夏の高温や渇水・局地的な大雨により米や野菜の生育遅れが問題化。米については令和6年度から引き続いた価格高騰により記録的水準まで高騰し、「令和の米騒動」とも呼ばれる状況となりました。

米価等の高騰により消費者の米離れが懸念される一方で、不安定化する世界情勢や円安により、肥料や燃料などの資材価格の上昇・高止まりが続いており、その中、中東情勢悪化の影響から原油価格が更に高騰するなど農業者の経営に与える影響は甚大で、農業経営を取り巻く環境はますます厳しい状況です。

高知県内においては、全国に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、農家戸数や耕地面積も依然として減少傾向であります。一方で、地域を支える新規就農者が毎年一定程度就農しており、農業者が意欲とやりがいをもって農業に安定的に従事し、農業を次世代に引き継いでいくためには、生産基盤の強化や農業所得の向上が求められます。

加えて、劇的に進展するデジタル化や自然災害の頻発・激甚化、持続可能な社会実現へ向けた社会からの要請の強まりなど、現代社会はまさに時代の転換期を迎えており、JAグループとして、そして地域金融機関として、急速なスピードで変化する社会への迅速な対応が一層求められる状況となっています。

このような状況のもと、JAバンク高知として信頼性の維持・向上を図り、JA・信連・農林中央金庫が一体となった信用事業運営に努めました。

令和7年度は、皆さまのご期待に応えるべく、役職員一丸となって事業に取り組んでまいりました結果、以下のような実績を上げることができましたことをご報告します。

■ 事業実績

●貯金

JA バンク高知では、夏および冬の定期貯金キャンペーンを県域で取組んだことに加え、利用者セグメントに応じた県域イベント（年金受給者向け歌謡ショーや子育て世代向けイベント・セミナー）の開催を通じて各種サービスを訴求したものの、他金融機関との獲得競争や相続や資産形成ニーズの高まり等を受けて個人貯金が流出したことに加え、公金貯金の残高減少を受けて、JA 貯金の期末残高は 884,147 百万円（前年対比△ 45,785 百万円、△ 4.92%）となりました。

また、信連貯金の期末残高は、JA からの預け入れが減少したことから、714,401 百万円（同△ 64,072 百万円、△ 8.23%）となりました。

●貸出金

高知県の農業振興と地域社会の発展に寄与する幅広い融資を目標に、地場の農業関連企業に対する資金需要の提案、新規融資先の開拓に努めました。

貸出金の期末残高は 90,607 百万円（前年対比△ 1,088 百万円、△ 1.18%）、貯貸率は 12.68%（同 +0.91 ポイント）となりました。

●農業金融

農業所得増大と地域活性化に資する農業メインバンク機能の発揮のため、JA バンクとして農業資金メニューの充実を図り、一般の農家組合員、担い手はもとより、大規模農業者や農業法人の農業資金ニーズを把握し、農業者にとってより最適な資金の提案に努めました。

また、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金の相談対応のほか、中小企業者等金融円滑化法の期限到来後においても条件変更対応を含めた債権管理に努めました。

●余裕金運用

世界経済に関しては、堅調な米国経済のもと、日本・欧州も緩やかに追随し、今後も一定の経済成長が見込まれるなか、各国金融政策は中立化に向けた舵取りを継続することが想定される一方で、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクや、米中摩擦など多様な懸念材料が存在しており、金融市場では先行き不透明感の強い状況が継続することが想定されます。

国内では、日本銀行が「中心的な経済・物価見通しが実現していけば、経済・物価情勢の改善に応じて引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していく」としており、金融正常化に向けた姿勢が引き続き示されております。

市場の変動要因は一段と多様化しており、金利・為替・資源価格など幅広い資産クラスで不確実性の高い状況が続くことが想定されるなか、リスク管理の徹底と運用効率の向上に努め、中長期的な安定収益の確保に向けたポートフォリオ構築に向け取り組んでいます。

●内国為替

JA の為替事務の堅確化、事務処理能力等の向上を図るため、新人・専門員の集合研修会を開催し、為替専門員の養成に努めるとともに、県内 3JA30 店舗および馬路村代理店を対象に国庫金振込事務検査を実施し、事務指導を行いました。

■ 損益の状況

収益の安定化および財務の健全性維持を図り、安定的な機能還元・収益還元のための経営に努めた結果、経常利益 323 百万円、当期剰余金 239 百万円となりました。

なお、決算にあたっては会計原則・経理規程に基づき、適切な処理を行うとともに、自己査定に基づく不良債権の引き当ても全額実施しています。

■ 対処すべき課題

● 第36回高知県 JA 大会（令和6年12月開催）決議への取組

第36回高知県 JA 大会において、「JA グループの存在意義」を改めて確認し、「JA グループ高知の目指す姿」の実現に向け、現状の課題や情勢とのギャップ解消を図る「6つの取組戦略」を設定し、取り組むことが決議されました。重点的に取り組む事項として、①系統率の向上を図り、将来に渡る安定出荷と農業者の所得増大、②事業・部門の垣根を越えた「くらしに寄り添う接点創出」により、JA が提供する価値の最大化に取り組めます。

● JA バンク高知中期戦略（令和7年度から令和9年度）の実践

JA バンク高知は、農業・くらし・地域領域の多様なニーズに対して、総合事業性を最大限活かし、今まで以上に徹底して組合員・利用者の目線にたったサービス・体験を提供し、また、リアルとデジタルが融合した接点構築を図る「つながり強化戦略」に取り組むとともに、JA 経営における総合事業全体で最適かつ連関性ある経営戦略の策定と実践を図る「総合事業全体での経営戦略高度化」に取り組めます。

● JA 貯金残高の減少対策

JA バンク高知における喫緊の課題である JA 貯金残高の減少に対し、会員 JA と一体となって JA バンク高知中期戦略における「つながり強化戦略」の実践に尽力し、貯金残高減少に歯止めをかけます。

● JA の持続可能な経営の実現に向けた経営指導

持続可能な JA 経営基盤の確立・強化に向け、経営の健全性と自己改革実践サイクルの確立および早期警戒制度を踏まえた収益改善、ガバナンス・内部統制の確立・高度化を目指し、これまで以上に中央会・他連合会等と連携し、事業横断的に JA の経営支援に取り組めます。

● 基盤インフラ

ジャステムシステムを始めとする信用事業システムの安定運行に努めるとともに、JA から寄せられる意見を集約し、農林中央金庫へ適切に伝達することにより、より高品質なシステムの整備拡充・運用改善を推進する役割を果たしていきます。また、令和9年度に予定している県中継センターシステムの更改についても、安全・確実な移行に取り組めます。

● 健全な財務体質の確立と収益力の強化

財務の健全性と安定的な利益確保の面からバランスのとれた健全性と収益性の高い資産ポートフォリオの構築を目指し、ポート損益の改善と資本の充実の両面からアプローチを行い財務体質の改善を図り、安定的なインカム収益の増強による中長期的な収益力強化に努めます。

● 実効的なリスク管理態勢の構築

資本・リスク・リターンバランスのとれた事業運営を目指し、適正なリスク量計測によるリスク許容度の明確化などリスク管理手法の高度化を図り、定期的に理事会等に報告するなど ALM・リスク管理機能の発揮に努めます。

● 金融機関として求められる法令遵守等の強化・充実

法令遵守や利用者保護等の不断の取組みを実践するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策においては、継続的顧客管理の運用の定着化から実効性向上に軸足を移し、ガイドラインの有効性検証に基づく管理態勢の維持・高度化に努めます。また、サイバーセキュリティ対策について、ガイドラインに基づく取組強化等、情勢を踏まえた適切な対応を実施します。

● 内部統制の有効性確保とコンプライアンス運営態勢の強化・充実

農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たすため、財務報告の信頼性確保に主眼を置いて、内部統制の整備・構築を行ってきましたが、引き続き評価と改善により内部統制の有効性確保に取り組めます。また、地域に根ざし信頼される業務を遂行するため、コンプライアンス重視の経営を基本に、コンプライアンス・プログラムの実効性を高めるなど運営態勢の強化・充実を図ります。

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。当会では資金を必要とされる農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する団体・企業および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上をめざし、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。

■ 地域からの資金調達の状況

● 貯金残高

714,401 百万円（令和 8 年 3 月末現在）

【内訳】 会員等（JA および JA の組合員等）	686,556 百万円
地方公共団体等	16,709 百万円
その他	11,135 百万円

■ 地域への資金供給の状況

● 貸出金残高

90,607 百万円（令和 8 年 3 月末現在）

【内訳】 会員等（JA および JA の組合員等）	382 百万円
地方公共団体等	76,257 百万円
金融機関	9,906 百万円
その他	4,061 百万円

● 制度融資取扱状況

各種制度資金の融資残高（令和 8 年 3 月末現在、JA バンク高知全体）

農業近代化資金	5,035 百万円
日本政策金融公庫資金（農林水産事業）	8,959 百万円

● 地域農業者に対する資金メニュー（JA バンク高知）

- a JA バンク高知独自資金
 - ・ アグリマイティー資金
 - ・ 新規就農応援資金
 - ・ 休日アグリローン
 - ・ JA 営農ローン
 - ・ 担い手応援ローン 等

- b 高知県農業制度資金
 - ・農業近代化資金
 - ・農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）
 - ・農業経営負担軽減支援資金
 - ・農林業災害対策資金
 - ・中山間地域活性化資金
- c 日本政策金融公庫（農林水産事業）資金
 - ・農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）
 - ・経営体育成強化資金
 - ・青年等就農資金
 - ・農林漁業セーフティネット資金 等

●ウクライナおよび中東情勢等に伴う原油価格・物価高騰等を踏まえた対応

ウクライナおよび中東情勢等に伴う原油価格・物価高騰等により、直接的・間接的に影響を受けられた農業者・事業者の皆さまの資金ニーズに幅広く対応するため、農林漁業セーフティネット資金をご用意し、資金繰り支援等に積極的に対応しています。

■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JA グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会は農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し、地域発展のために尽力してまいります。

お客さま本位の業務運営につきましては、従来より実践に努めてまいりましたが、資産形成・運用分野において、お客さまの幅広いニーズに積極的に対応していくため、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、お客さまの属性・適合性を確認したうえで、多様なニーズにお応えできる金融商品を提供します。

また、製販全体でお客さまの最善の利益を実現するため、JA バンク全体として、金融商品を購入したお客さまの属性や販売状況を定期的に投資運用会社に情報提供するなど情報連携を行い、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ、商品の選定・提供を行います。

なお、当会は金融商品の組成に携わっておりません。

(プロダクトガバナンスとは、金融機関が顧客に良質な金融商品やサービスを提供するため、当該商品の組成や運用を適切に行うこと)

【原則 2 本文および (注)、原則 3 (注)、原則 6 本文および (注 2、3、6、7)、補充原則 1 ～ 5 本文および (注)】

- (2) 投資信託につきましては、お客さまにとって選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞ってご用意しております。【原則 2 本文および (注)、原則 3 (注)、原則 6 本文および (注 2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの投資目的・リスク許容度・ニーズ等について、ファンドマップや資産運用スタイル診断シートを活用し把握するとともに、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせた商品をご提案し、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明いたします。また、適合性チェックシートを活用し、お客さまの属性・適合性を判断したうえで商品の販売をいたします。【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 1 ～ 5)、原則 6 本文および (注 1、2、3、4、5)】
- (2) お客さまの安定的な資産形成に資するよう継続投資に適した「長期・分散・安定」型投資の商品を中心に提案を行います。【原則 4、原則 5 本文および (注 1 ～ 5)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および (注 1 ～ 5)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および (注)】
- (2) 「重要情報シート」等の活用により利益相反が生じる可能性等を具体的に説明し、商品間の比較検討をしていただきやすくします。【原則 3 本文および (注)】
- (3) 「利益相反管理方針」に基づき、利益相反管理統括部署による月次・年次モニタリングを実施し、お客さまの保護と正当な利益保護に努めるための適切な管理を行います。【原則 3 本文および (注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修システムを利用したeラーニング受講や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024 年 9 月改訂) との対応を示しています。

■ 地域密着型金融への取り組み

● 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

多様化する農業者の規模・形態・経営状態に応じた金融ニーズに対して、適切な資金提供・支援ができるよう農業資金体系の充実を図るとともに、JA と連携して多様な金融ニーズに応える体制整備に取り組んでいます。

また、農業融資に関する研修・通信教育・業務検定試験等の体系化を図り、JA 職員の人材育成に努めるとともに、農業融資資格制度の導入により「JA バンク農業金融プランナー」の育成に取り組んでいます。

● 経営の将来性等を踏まえた融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底

JA バンクの果たすべき役割として、農業者の経営の安定・成長に向けた取組みを実現するため、金融仲介機能として「担い手コンサルティング」活動を展開しています。具体的には、金融機関として経営の将来性等を踏まえた事業性評価を実施し、そこで可視化された経営課題について、農業融資および JA の営農経済事業を通じた解決策を提案するなど、他の地域金融機関と異なる特色のある施策として展開しています。

また、農山漁村等地域への融資について、不動産担保や個人保証に過度に依存しないよう、保証機関の利用促進を図るとともに、保証機関の保証対象ではない場合は融資対象物件以外の担保徴求は可能な限り避けることとしています。さらに、「経営者保証に関するガイドライン」の施行により、経営者保証契約の締結を求めない可能性について検討し、主たる債務者の意向も踏まえた上で、保証契約締結の可否を判断することとしています。

● 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み（および金融円滑化にかかる基本方針）

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のご利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。

● 農商工連携への取り組み

JA グループ高知は、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」を最重要実施分野に掲げ、活力ある農業・地域づくりのための諸策として、従来の枠組みではなく、農業界と経済界、行政が一体となった取り組みを行うべく、平成 28 年 2 月に高知県知事立会のもと JA グループ高知と経済界が「高知県農商工連携協議会（以下、協議会という）」を立ち上げ、「農業および商工業の連携に関する協定書」を締結し、県内農業および商工業の振興のため連携した取り組みを行っています。

また、あわせて「協議会」と高知県が「農業および商工業の振興に関する連携協定書」を締結し、高知県産業振興計画に沿って、官民が相互に連携し、一体となった取り組みを行っています。

● 地域と県域が連携した取り組み

当会は、高知県内の JA グループが力を合わせて農家・組合員等をサポートするための組織「JA グループ高知 県域担い手サポート連絡協議会」に参画し、地域と県域が連携した担い手への支援方策として、担い手に対する個別支援の強化や担い手支援のための体制の整備・強化等に取り組んでいます。

また、同協議会が実施する助成事業（県域企画応援事業）においては、食農教育活動として地域の小学生（親子）を対象とした農業体験学習活動等への支援のほか、農業労働力不足解消に向けた取組みとして、農業求人情報サイト「あぐりマッチこうち」の運営等に助成金が広く活用されています。

● 高知県産農産物の販路拡大等に向けた取り組み

高知県と農林中央金庫ならびに当会は、県産農産物等の販路拡大および地域活性化に関する協定書を締結し、外資力強化に向けた取り組みを効果的に実現するため、高知県と連携して商談会の共催をしています。

■ 文化的・社会的貢献活動に関する事項

● 文化的・社会的貢献活動に関する事項

■ 県域金融相談センターの運営

JA グループでは、農業や地域への役割をより発揮するため、組合員・利用者のさまざまな「お困りごと」に適切に対応できる体制づくりを進めています。その一環として、土業などの専門家と連携し、組合員・利用者が気軽に相談できる「県域金融相談センター」を開設・運営しています。

令和7年度は、各種セミナー相談会の開催や JA 個別相談会への土業派遣を行いました。

■ 食農教育活動への支援

JA バンク食農教育応援事業の一環として、次世代への農業の理解を深めるため、「農業と食・環境・金融」をテーマとした教材本を高知県教育委員会、各市町村教育委員会、および県内小学5年生を対象に配布しました。

また、JA が子どもに対する食農・環境保全・金融経済等の教育活動を行う場合に、JA グループ高知県域担い手サポート連絡協議会から助成を行い、JA の食農教育活動を側面から支援しています。

■ JA が主催する地域活動への支援

JA バンクへの理解を深めていただくために、JA バンク地域活動支援要領に基づき、JA が県内各地で取り組む地域社会に貢献する活動を支援しています。

■ 花壇整備および花種・球根の寄贈

子ども達の自然を大切にする心を育むことを目的に、高知県教育委員会を通じて県内小中学校等に対し花や野菜の種を寄贈しました。

また、公共施設の花壇整備や、高知市が主催する各種イベント等の来場者配布用として、花の苗や花種・球根を寄贈しました。



花の種等の寄贈

■ 地域行事等への協賛

高知市や関係団体主催の緑化普及を図る市民参加型イベントに協賛し、イベント終了後には会場内で使用したフラワーポットを無料配布しました。

また、食のまつり「土佐の豊穰祭 2025」にオフィシャルスポンサーとして協賛し、「食」を通じて地域の活性化および農業への理解促進に努めました。

そのほか、地元テレビ局が主催する「赤ちゃんハイハイレース」に JA バンク高知は JA 共済連高知と協賛し、県内の子育て世代に対するサポートを行いました。



■ 市町村 PR 活動への支援

食農バリューチェーンの構築等、農業・地域の成長支援に市町村と連携して取り組み、地方創生・地域活性化に寄与することを目的として、JA グループ高知の運営する「とさのさとアグリコレット」を活用して市町村が実施する「地域の魅力を発信するイベント活動等」に対し、その活動費用の助成を行っています。

■ 環境保全宣言に基づく活動

JA グループ高知としての環境保全宣言に基づく取り組みとして、「ペットボトルキャップ回収活動」を実施し、エコキャップ推進協議会へ提供することでペットボトルキャップの焼却により発生する CO₂ の削減とキャップの売却代金によるワクチン購入に協力しました。

また、環境保全とゴミ減量を目指し、書類廃棄について、再生紙へトリサイクル可能な溶解処理を行っています。

■震災等災害時の支援活動

南海地震等の災害時に備えて高知市と協定を結び、地域の皆さまの「一時（津波）避難ビル」として支援活動ができるよう、避難案内の表示をしています。

また、避難後の対応として簡易トイレ等の防災用品を備蓄しています。

■献血への協力活動

年数回、JA 高知ビルにおいて、高知県赤十字血液センターの献血バス来訪により、積極的に献血に協力をしています。

■フードドライブ活動

家庭で使いきれない未使用食品などの持ち寄りを職員に呼びかけ、「高知食支援ネット」を通じて福祉団体・子ども食堂等に寄贈する活動を行いました。

■高知県が発行する「グリーンボンド」への投資

高知県が取り組む環境改善効果のあるグリーン化事業に充当することを目的として発行された「高知県令和7年度第1回公募公債（グリーンボンド・5年）」に投資を行いました。

●店舗体制

■県内 JA 店舗網等

JA バンク高知は、71 の店舗と 149 台の ATM を配置（令和8年3月末現在）し、地域の皆さまにより身近な金融機関としてご利用いただいています。

なお、JA バンク高知の店舗網・ATM 設置一覧については、JA バンク高知のホームページ〔ホームページアドレス <https://www.jabank-kochi.jp>〕より『店舗・ATM 検索』をご覧ください。

■移動店舗車両の配備

事業継続計画（BCP）対策の一環として、震災等の緊急時においても利用者に対する金融機能の維持を図るため、移動店舗車両を配備しています。



■ 主な事業の内容

当会は、貯金・貸出・為替などいわゆる金融業務を、信用事業として行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結び付き、「JA バンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

会員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいています。

■ 貸出業務

● 農業資金

JA の農業融資を補完する立場から農家経営への手厚い支援を行うため、小規模農家はもとより大規模農家、農業法人、新規就農者等に対する幅広い融資活動や、アグリサポート事業として取り組んでいる食農教育支援活動を通じて、地域農業と地域社会の発展のために貢献しています。

資金メニューは、制度資金とプロパー資金で体系化しており、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の受託金融機関としても、ご相談を承っています。

● 生活資金

住宅ローン、自動車ローン、教育ローンを中心に、ライフイベントや目的に応じたローンプランを提案し、地域住民の皆さまの暮らしをサポートしています。

また、日本政策金融公庫資金（国民生活事業）の代理貸付業務も取り扱っています。

● 一般資金

系統金融機関として県内 JA の融資業務を補完するとともに、県内で調達した資金を地域社会の発展に活用していただけるよう、農業関連団体、地域社会の経済を支える県内の地場企業や、地方公共団体等に対する幅広い融資活動を通じて、地域農業と地域社会の発展のために貢献しています。

■ 為替・振替決済業務

全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の JA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、すべての民間金融機関とオンラインシステムで結ばれており、振込や代金取立等の資金決済が迅速かつ正確に行われるよう努めています。

また、給与振込、年金のお受け取り、公共料金（国・県・市町村税等の収納、電気料、NHK 放送受信料等）の振替決済業務を行っています。

■ 証券業務

個人向け国債、新窓販国債および投資信託の窓口販売業務・非対面取扱サービス（利用者がスマートフォンまたはパソコンから注文・申込・照会等を行えるサービス）を取り扱っています。

ご相談窓口では、ご利用になられる皆さまの投資目的・投資経験・リスク許容度等により、適切な金融サービスが提供できるようご相談に応じています。

■ その他の業務およびサービス

「簡単に」「便利に」「安心して」ご利用いただけるよう、各種サービスの充実に努めています。

犯罪等の防止を図るため、より安全性の高い IC キャッシュカードの発行を行っており、キャッシュコーナーでは、ご入金・お引出し・残高照会のほかに、お振込みや定期貯金のお預入れ・解約予約なども取り扱っています。

全国 JA のキャッシュカードをお持ちの方は、ご利用時間帯・休日にかかわらず、JA バンクの ATM によるご入金・ご出金を手数料無料でご利用いただけるとともに、全国キャッシュサービス（MICS）に加盟している提携金融機関のキャッシュカードおよびゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

さらに、JA カード（クレジットカード）では、国内・海外でのショッピング、ご旅行、お食事などの際にご利用いただけるとともに、JA - SS での給油割引に加え、対象の JA 直売所では請求時に 5 % 割引でご利用いただけます。

JA ネットバンクは、インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンから、窓口や ATM で提供しております各種サービスが、いつでも気軽にご利用いただけます。

また、スマートフォンで「JA バンクアプリ」を利用して、口座残高や入出金の明細の確認や「JA バンクアプリ プラス」を利用して住所・電話番号の変更など、さまざまな取引を簡単かつ安全に行うことができ、JA ネットバンクへ手軽にアクセスできます。



■ 金融サービスのご案内

■ 主な貯金 ■

種 類		特 色 ・ 内 容	期 間	預入金額
当 座 貯 金		安全で便利な小切手・手形がご利用いただけます。	制限なし	1 円以上
普 通 貯 金		手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。	制限なし	1 円以上
総 合 口 座		普通貯金の機能に加え、1 冊の通帳に定期貯金・定期積金がセットできるのが特色で、定期貯金の 90%（最高 300 万円）まで自動的にご融資します。	制限なし	1 円以上
貯 蓄 貯 金		普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。	制限なし	1 円以上
通 知 貯 金		まとまった資金の短期運用に有利です。	7 日以上	5 万円以上
定 期 貯 金	期日指定定期貯金	利率は市場実勢に応じて決定します。据置期間経過後は引き出し自由で、一部の引き出しも可能です。	最長 3 年 (据置期間 1 年)	1 円以上 3 百万円未満
	スーパー定期貯金	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選択できます。利率は市場実勢に応じて決定します。	1 か月以上 10 年以内	1 円以上
	大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。	1 か月以上 10 年以内	1 千万円以上
	変動金利定期貯金	6 か月ごとに市場金利動向に合わせて利率が変更され、金利環境の変化に対応できます。	1 年以上 3 年以内	1 円以上
	据置定期貯金	6 か月の据置期間経過後はお引き出しが自由です。また、何回でも一部お引き出しが可能です。	5 年以内	1 円以上 1 千万円未満
積 立 型 貯 金	積立式定期貯金	毎月の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。	6 か月以上	1 円以上
	定期積金	毎月の一定額の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。	6 か月以上 10 年以下	1 千円以上
財 形 貯 金	一般財形貯金	給料・賞与からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりに最適です。	3 年以上	1 円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形住宅と合算して 550 万円まで非課税の特典を受けられます。	5 年以上	1 円以上
	財形住宅貯金	マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形年金と合算して 550 万円まで非課税の特典を受けられます。	5 年以上	1 円以上
譲 渡 性 貯 金		大口の余裕金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。	7 日以上 5 年以内	1 千万円以上

■ 主な証券業務 ■

□ 国債

種 類	期 間	申込単位	発 行	募集価格
新 窓 販 国 債	2 年・5 年・10 年	5 万円	発行の都度決定されます	発行ごとに財務省が決定
個 人 向 け 国 債	3 年・5 年・10 年	1 万円		額面 100 円あたり 100 円

□ 投資信託

投資信託は、たくさんのお客さま（投資家）から集められた資金をひとつにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客さまに還元する実績分散型の金融商品です。

金融サービスのご利用にあたっての留意事項

金融サービスについては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの金融サービスの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。

■主な貸出一覧■

□ご融資

種 類	対 象	資金使途	融資金額	融資期間
アグリアシスト資金	農業を営まれる方 (個人・法人)	農業生産および 農産物の加工・ 流通・販売等に 関する運転資金	必要資金以内 (短期資金は年商の 50%まで)	原則 5 年以内 (短期資金は 1 年以内)
アグリマイティー 資金	当会の会員および県 内 JA の組合員	生産・担い手資金 加工・流通・ 販売資金 地域活性化・ 地域振興資金 再生可能エネル ギー対応資金 災害緊急資金	事業費の範囲内（再生可能エ ネルギー対応資金は 5,000 万 円以内） (災害緊急資金は以下のとおり) ①激甚災害、新型コロナウイ ルス、ウクライナ情勢に伴 う原油価格・物価高騰等 一般：1,000 万円 特認：年間経費の 12/12 相当額および粗収益 の 12/12 相当額のい ずれか低い方 ②上記以外 一般：500 万円 特認：年間経費の 6/12 相当額および粗収益 の 6/12 相当額のい ずれか低い方	長期資金… 原則 15 年以内 (うち据置期間 3 年以内) 短期資金… 1 年以内 災害緊急資金… 原則 5 年以内 (据置 2 年以内)
法人向け事業資金	県内に住所または事 業所があり、事業を 営まれる一般企業等	通常の運転資金・ 設備資金等、幅 広く事業にかか わる資金	当会で定める範囲内	30 年以内で、ご 相談に応じて決 定しております。
個人向け事業資金	県内 JA の組合員 (その他の方でも JA の組合員になられる こと等により、ご利用 いただけます。)	運転資金、設備 資金 その他農業外の 事業資金	当会で定める範囲内	20 年以内で、ご 相談に応じて決 定しております。

保証・担保について

アグリアシスト資金：原則として、無担保、第三者保証不要です。高知県農業信用基金協会保証については、必要に応じてご相談の上、決定します。

アグリマイティー資金：原則として、高知県農業信用基金協会の保証が必要です。その他、必要に応じてご相談の上、決定します。ただし、再生可能エネルギー対応資金の場合、500 万円以上は担保保全を必須とします。

法人向け事業資金：必要に応じてご相談の上、決定します。

個人向け事業資金：必要に応じてご相談の上、決定します。

□各種ローン

種 類	対 象	資金使途	融資金額	融資期間
住宅ローン (一般型)	県内 JA の組合員 貸付時年齢 18 歳以上 66 歳未満	住宅の新築・購入・住宅の増改築 資金、土地の購入資金、他金融機 関からの住宅資金の借換	5,000 万円以内	40 年以内
リフォームローン (一般型 A)	県内 JA の組合員 貸付時年齢 18 歳以上 66 歳未満	住宅の増改築・改装・補修、他金 融機関からのリフォーム資金の借 換等	1,500 万円以内	15 年以内
マイカーローン (一般型 A)	県内 JA の組合員 貸付時年齢 18 歳以上 75 歳未満	自動車・バイクなどの購入資金、 運転免許の取得資金、他金融機関 からの借換等	1,000 万円以内	10 年以内
カードローン	県内 JA の組合員 契約時年齢 20 歳以上 65 歳未満	生活に必要な一切の資金 極度額の範囲で何度でも利用可能	300 万円以内	毎年更新

* ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査が必要な場合がございます。 * 上記ローン以外にも取扱がございます。

ローンのご利用にあたっての留意事項

1. ローンについては、金利変動ルールなど、それぞれのローンの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法（返済日、返済額など）、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意下さい。

■主な受託貸付金■

種 類	対 象	資金使途	融資金額	融資期間
＜受託先＞日本政策金融公庫（農林水産事業）				
農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金)	認定農業者	設備資金、運転資金	(1 貸付先に対する最高 限度額) 個人…3 億円 法人…10 億円	25 年以内 (うち据置期間 10 年以内)
経営体育成強化資金	一定の要件を満 たす農業を営ま れる方 (個人・農業法 人等)	設備資金、運転資金	事業費の 80% (1 貸付先に対する最高 限度額) 個人…1 億 5,000 万円 法人…5 億円	25 年以内 (うち据置期間 3 年以内、果 樹の新植等は 10 年以内)
青年等就農資金	認定新規就農者	設備資金、運転資金	(1 貸付先に対する最高 限度額) 3,700 万円	17 年以内 (うち据置期間 5 年以内)
農林漁業セーフティ ネット資金	一定の要件を満 たす農業を営ま れる方 (個人・農業法 人等)	運転資金 (災害による被害や社会的 または経済的環境の変 化により、一時的に経営 が悪化している場合等)	(1 貸付先に対する最高 限度額) 一般：600 万円 特認：年間経 営 費 の 6/12	15 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
＜受託先＞日本政策金融公庫（国民生活事業）				
教育資金	個人	入学・在学時に必要な資 金	350 万円 ※一定の要件に該当する 場合は 450 万円	20 年以内

2026 年 4 月 1 日現在
(手数料には消費税が含まれています。)

■各種手数料一覧■

□貯金に関する手数料

項 目	手数料
各種証明書発行 手数料 (店頭交付 / 1 通)	貯金残高証明書
	貸出金残高証明書
	融資証明書
	貸出金受取利息証明書
	その他各種証明書
	IC キャッシュカード
	JA カード (一体型)
	貯金証書
	貯金通帳
	貸出金返済計画表

□両替手数料・窓口硬貨取扱手数料

お取り扱い枚数	手数料
1 枚 ～ 50 枚まで	無料
51 枚 ～ 100 枚まで	550 円
101 枚 ～ 500 枚まで	825 円
501 枚 ～ 1,000 枚まで	1,100 円
1,001 枚 以上 500 枚ごと	550 円加算

□口座振替に関する手数料

(1 件)

項 目	種 別	同一店舗内	当会本支所宛
口座振替	窓口扱 (帳票渡し)	110 円	
	自振扱 (CD 等)	55 円	
法人 JA ネットバンク		55 円	
定時自動集金手数料		110 円	

□為替に関する手数料

(1 件)

	項 目		お振込先金融機関				
	種 別	お振込金額	同一店舗内	当会本支所宛	系統金融機関宛	他金融機関宛	
振込 手数料	窓口利用（電信扱）	3 万円未満	110 円	220 円	220 円	550 円	
		3 万円以上	110 円	440 円	440 円	770 円	
	窓口利用（文書扱）	3 万円未満	－	220 円	220 円	440 円	
		3 万円以上	－	440 円	440 円	660 円	
	電子媒体（CD 等）	自動振込	－	55 円		－	－
		自動振込 （為替）	3 万円未満	55 円	110 円	110 円	440 円
			3 万円以上	55 円	330 円	330 円	660 円
	ATM 利用 （県内 JA カード振込）	3 万円未満	無料		110 円	330 円	
		3 万円以上	無料		220 円	440 円	
	ATM 利用（※１） （他県 JA・他行カード振込）	3 万円未満	無料		110 円	330 円	
		3 万円以上	無料		220 円	440 円	
	ATM 利用 （現金振込）	3 万円未満	無料	110 円	110 円	440 円	
		3 万円以上	無料	330 円	330 円	660 円	
	ネットバンク利用	3 万円未満	無料	110 円	110 円	330 円	
		3 万円以上	無料	220 円	220 円	440 円	
	法人 JA ネットバンク利用	振込・	3 万円未満	55 円	55 円	55 円	330 円
		総合振込	3 万円以上	55 円	220 円	220 円	550 円
		給与・賞与振込		無料			110 円
定時自動送金 （電信扱）	3 万円未満	110 円	220 円	220 円	440 円		
	3 万円以上	110 円	440 円	440 円	660 円		
	3 万円未満	－	－	－	330 円		
定時自動送金 （文書扱）	3 万円以上	－	－	－	550 円		
代金取立 手数料	電子交換所取立		880 円				
	個別取立（※２）		1,100 円				
その他の 手数料	振込組戻料		660 円				
	取立手形組戻料		660 円				
	取立手形店頭呈示料		660 円				
			*ただし、この金額を超える取立費用を要する場合はその 実費を申し受けます。				
	不渡手形返却料		660 円				
	離島回金料		無料				

(※ 1) 他県 JA・他行カードによる振込については、為替手数料に、次の顧客手数料 (他県 JA・他行カード振込時のネット出金取引における顧客手数料) が加算されます。

(※ 2) 通帳の取立等電子交換の対象外や、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形、小切手など、直接郵送で対応が必要なものが対象となります。

○顧客手数料（他県 JA・他行カード振込時のネット出金取引における顧客手数料）

（1 件）

対象先金融機関 （カード発行金融機関）	平日		土曜日		日曜・祝日
	8:00～18:00	18:00～21:00	8:00～14:00	14:00～21:00	8:00～21:00
県外 JA	無料		無料		無料
マリンバンク	無料		無料		無料
MICS 提携金融機関（他行） （三菱 UFJ 銀行除く）	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円
三菱 UFJ 銀行	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円

□でんさいネット手数料

（1 件）

種 別	同一店舗内	当会本支所宛	系統金融機関宛	他金融機関宛
発生記録手数料（予約含む）	330 円			660 円
譲渡記録手数料（予約含む）	330 円			660 円
分割譲渡記録手数料（予約含む）	330 円			660 円

※パソコンの事故等、やむを得ない場合、窓口で代行いたします。その際別途手数料（1,100 円）をいただきます。

種 別	申込方法	手数料	種 別	申込方法	手数料
保証記録手数料（＊）	IB	330 円	残高証明書発行手数料 （都度発行）	窓口書面申込	4,400 円
支払等記録手数料（＊）	IB	330 円	残高証明書発行手数料 （定例発行）	窓口書面申込	1,650 円
変更記録手数料	IB	330 円	口座間送金決済中止手数料	窓口書面申込	1,100 円
	窓口書面申込	1,650 円	支払不能情報照会手数料	窓口書面申込	3,300 円
通常開示請求手数料	IB	無料	貸倒引当金繰入事由証明書発行 手数料	窓口書面申込	1,100 円
特例開示請求手数料	窓口書面申込	3,300 円	その他手数料	—	2,200 円
特定記録機関変更記録手数料	—	4,400 円			

※（＊）は窓口代行が可能ですが、別途手数料（1,100 円）をいただきます。

□その他手数料

項 目	種 別	手数料
保護預り等	保護預り・国債口座管理料 （年間）	1,320 円
FB・IB	ファームバンキング（月額）	1,100 円
	モバイルバンキング（月額）	無料
法人 JA ネット バンク（＊）	照会・振込サービスのみ （月額）	1,100 円
	照会・振込サービス＋デー タ伝送サービス（月額）	3,300 円
	照会・振込サービス＋でん さい（月額）	1,100 円
	照会・振込サービス＋デー タ伝送サービス（月額）＋ でんさい（月額）	3,300 円
媒体持込手数料	媒体 1 枚につき	5,500 円
JA データ伝送 サービス	AnserDATAPORT 方式 （月額）	7,700 円
未利用口座管理手数料（年間）		1,320 円

※（＊）について、詳しくは窓口でおたずね下さい。

□ローン関連手数料

（1 件）

種 別	手数料	
	2,000 万円以上	33,000 円
住宅ローン関係 （リフォーム含）	全額繰上返済 手数料	1,000 万円以上 22,000 円 500 万円以上 11,000 円 500 万円未満 5,500 円
	一部繰上返済 手数料	5,500 円
	条件変更手数料	5,500 円
	金利変更手数料	5,500 円
住宅取得控除年末 残高証明書	住宅取得控除年末 残高証明書	無料
	住宅取得控除年末 残高証明書 （再発行）	220 円
ネットバンクによる 一部繰上返済手数料		無料

I 決算の状況

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金	5,057	2,521	貯金	778,474	714,401
預け金	417,400	386,105	当座貯金	19,902	18,427
系統預け金	417,400	386,105	普通貯金	9,071	8,726
金銭の信託	18,848	12,707	貯蓄貯金	9	9
有価証券	257,529	225,645	通知貯金	23,100	-
国債	65,330	56,651	別段貯金	1,280	1,345
地方債	2,695	1,845	定期貯金	725,048	685,812
社債	37,014	37,218	定期積金	62	80
外国証券	1,531	1,324	借入金	800	300
株式	8,033	6,679	代理業務勘定	0	0
受益証券	139,153	117,773	その他負債	11,640	3,540
投資証券	3,769	4,150	未払法人税等	43	27
貸出金	91,696	90,607	貯金利子諸税その他	3	3
手形貸付	147	171	従業員預り金	223	230
証書貸付	80,901	79,755	先物取引差金勘定	-	12
当座貸越	441	773	金融派生商品	13	-
金融機関貸付	10,206	9,906	金融商品等受入担保金	186	709
その他資産	1,965	4,253	未払金	-	0
差入保証金	5	5	仮受金	128	124
先物取引差金勘定	15	-	その他の負債	0	0
金融派生商品	165	970	未払費用	633	1,529
仮払金	22	58	前受収益	1	1
その他の資産	77	75	未決済為替借	10,407	902
未収金	217	322	諸引当金	3,687	3,697
未収収益	866	1,421	相互援助積立金	3,623	3,623
前払費用	6	5	賞与引当金	32	33
未決済為替貸	589	1,394	退職給付引当金	5	7
有形固定資産	1,824	1,710	役員退職慰労引当金	26	33
建物	510	494	債務保証	1,154	1,076
土地	1,131	1,131	負債の部合計	795,757	723,016
建設仮勘定	61	-	(純 資 産 の 部)		
その他の有形固定資産	120	84	出資金	24,879	24,879
無形固定資産	23	94	(うち後配出資金)	(13,009)	13,009
ソフトウェア	23	93	再評価積立金	4	4
その他の無形固定資産	0	0	利益剰余金	37,134	37,251
外部出資	48,300	48,300	利益準備金	13,335	13,385
系統出資	47,861	47,861	その他利益剰余金	23,799	23,866
系統外出資	400	400	JAバンク高知再建支援積立金	5,115	5,115
子会社等出資	38	38	農業・地域支援積立金	1,000	1,000
繰延税金資産	111	106	有価証券価格変動積立金	780	800
債務保証見返	1,154	1,076	特別積立金	16,305	16,305
貸倒引当金	△ 133	△ 114	当期末処分剰余金	598	645
			(うち当期剰余金)	(248)	239
			会員資本合計	62,018	62,136
			その他有価証券評価差額金	△ 13,997	△ 12,136
			評価・換算差額等合計	△ 13,997	△ 12,136
			純資産の部合計	48,021	50,000
資産の部合計	843,778	773,016	負債及び純資産の部合計	843,778	773,016

損益計算書

(単位:百万円)

科目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
経常収益	6,846	10,085
資金運用収益	4,677	6,105
貸出金利息	271	483
預け金利息	287	1,026
有価証券利息配当金	1,501	1,985
その他受入利息	2,618	2,609
(うち受取奨励金)	(2,618)	(2,609)
役務取引等収益	335	297
受入為替手数料	20	19
その他の受入手数料	315	277
その他事業収益	505	1,315
受取助成金	11	-
国債等債券売却益	268	247
金融派生商品収益	215	1,058
その他の事業収益	9	9
その他経常収益	1,328	2,366
貸倒引当金戻入益	6	18
株式等売却益	986	1,707
金銭の信託運用益	207	429
その他の経常収益	127	210
経常費用	6,489	9,761
資金調達費用	3,701	5,229
貯金利息	242	1,562
債券貸借取引支払利息	-	0
その他支払利息	3,458	3,666
(うち支払奨励金)	(3,456)	(3,664)
役務取引等費用	233	210
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	230	207
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	393	1,882
国債等債券売却損	393	1,882
経費	1,468	1,609
人件費	650	643
物件費	732	884
税金	86	81
その他経常費用	693	828
相互援助積立金繰入額	154	-
株式等売却損	259	219
金銭の信託運用損	126	201
その他の経常費用	152	407
経常利益	356	323
特別利益	0	0
その他の特別利益	0	0
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	357	322
法人税、住民税及び事業税	121	78
法人税、住民税及び事業税還付額	△ 0	-
法人税等調整額	△ 12	4
法人税等合計	108	83
当期剰余金	248	239
当期首繰越剰余金	349	406
当期末処分剰余金	598	645

キャッシュ・フロー計算書

●間接法により表示する場合

(単位:百万円)

科目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	357	322
減価償却費	74	99
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 6	△ 18
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4	2
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	141	7
資金運用収益	△ 4,677	△ 6,105
資金調達費用	3,701	5,229
有価証券関係損益 (△は益)	△ 626	△ 92
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 80	△ 228
固定資産処分損益 (△は益)	0	0
貸出金の純増 (△) 減	8,226	1,088
預け金の純増 (△) 減	26,094	36,000
貯金の純増減 (△)	△ 60,553	△ 64,072
借入金の純増減 (△)	△ 400	△ 500
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 500	-
その他	356	△ 503
利息及び配当金の受取額 (資金運用による収入)	5,226	6,105
利息の支払額 (資金調達による支出)	△ 3,528	△ 4,326
小計	△ 26,191	△ 26,988
法人税等の支払額	△ 81	△ 95
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,272	△ 27,083
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 91,442	△ 114,504
有価証券の売却による収入	110,030	141,014
有価証券の償還による収入	△ 1,993	△ 3,300
金銭の信託の増加による支出	△ 1,605	△ 1,625
金銭の信託の減少による収入	14,188	7,849
固定資産の取得による支出	△ 199	△ 119
固定資産の処分による収入	3	61
外部出資の増加による支出	△ 3,641	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,338	29,375
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 367	△ 122
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 367	△ 122
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 1,301	2,169
5 現金及び現金同等物の期首残高	39,849	38,547
6 現金及び現金同等物の当期末残高	38,547	40,717

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	令和6年度	令和7年度
1 当期末処分剰余金	598	645
2 剰余金処分額	192	232
(1) 利益準備金	50	50
(2) 任意積立金	20	60
有価証券価格変動積立金	20	60
(3) 出資配当金	122	122
普通出資に対する配当金	83	83
後配出資に対する配当金	39	39
3 次期繰越剰余金	406	413

- (注) 1 普通出資に対する配当率は年 0.7%、後配出資に対する配当率は年 0.3%の割合です。
- 2 有価証券価格変動積立金の概要は、次のとおりです。
- (1) 積立目的 金利・価格変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するため。
 - (2) 積立目標額 事業年度末に保有する有価証券および金銭の信託の取得価額の 100 分の 3
 - (3) 積立基準 毎事業年度の剰余金の 100 分の 5 以上を積み立てる。
 - (4) 取崩基準 金利・価格変動等により当会の保有する有価証券および金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、経営管理委員会で定める有価証券価格変動積立金要領に基づきその必要額を取り崩す。



1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15 年～ 50 年
その他	5 年～ 15 年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」及び「資産の償却・引当事務取扱要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給見積額から、退職共済制度から充当される金額を控除した額を基礎として計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤相互援助積立金

JAバンク支援積立金として「JAバンク高知支援制度要領」に基づき、JA貯金残高等に一定の割合を乗じた金額を積み立てしております。

(9) ヘッジ会計は採用しておりません。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積もりに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 133 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等を個別に評価し設定しております。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、896 百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済の担保として 30,000 百万円、(株) ゆうちょ銀行との CD・ATM 相互利用に係る資金決済の担保として 4 百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券 1,292 百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金 4 百万円及び馬路村の指定金融機関業務取扱に係る担保として 1 百万円が含まれております。

- (3) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は 547 百万円であります。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	94 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	94 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,311 百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 9,906 百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	－百万円
うち事業取引高	－百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	152 百万円
うち事業取引高	152 百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、投資証券及び外国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、貸出金の原資として農林中央金庫から借り入れた日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金であります。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外グループのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループのほかリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会が原案作成し理事会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有して

いるものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会の VaR は分散共分散法（保有期間 120 営業日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 7 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 18,248 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR 計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	417,400	416,716	△ 683
金銭の信託	18,848	18,848	—
その他目的	18,848	18,848	—
有価証券	257,529	255,023	△ 2,505
満期保有目的の債券	33,074	30,568	△ 2,505
その他有価証券	224,455	224,455	—
貸出金	91,696		
貸倒引当金	109		
貸倒引当金控除後	91,586	89,780	△ 1,806
資 産 計	785,364	780,368	△ 4,995
貯金	778,474	777,261	△ 1,213
借入金	800	800	—
その他負債	11,640	11,640	—
負 債 計	790,915	789,701	△ 1,213
デリバティブ取引	152	152	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	152	152	—
デリバティブ取引計	152	152	—

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、無利息によるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（債券先物・金利スワップ等）であり、活発な市場における無調整の相場価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資	48,300 百万円
合計	48,300 百万円

（注）外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	417,400 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	35,000
その他目的のうち満期があるもの	5,129	3,364	7,416	24,040	33,079	102,655
貸出金	14,083	13,663	11,494	13,322	10,014	29,118
合 計	436,612	17,028	18,911	37,362	43,094	166,774

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 441 百万円については「1 年以内」に含めております。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	777,190 百万円	612 百万円	645 百万円	12 百万円	11 百万円	0 百万円
借入金	500	300	—	—	—	—
合計	777,690	912	645	12	11	0

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価等に関する事項

①売買目的有価証券

保有はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	33,074 百万円	30,568 百万円	△ 2,505 百万円
	国債	29,074	26,627	△ 2,446
	社債	4,000	3,940	△ 59
	合 計	33,074	30,568	△ 2,505

③その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,651 百万円	3,419 百万円	1,232 百万円
	債券	17,990	17,812	177
	国債	16,789	16,612	177
	社債	1,200	1,200	0
	その他	54,085	52,531	1,553
	小計	76,728	73,763	2,964
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,381 百万円	3,887 百万円	△ 506 百万円
	債券	55,507	60,372	△ 4,864
	国債	19,466	22,379	△ 2,912
	地方債	2,695	2,800	△ 104
	社債	31,813	33,290	△ 1,476
	外国証券	1,531	1,902	△ 371
	その他	88,837	100,153	△ 11,316
	小計	147,727	164,413	△ 16,686
合 計		224,455	238,177	△ 13,722

(注) 上記差額合計額△ 13,722 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	5,805 百万円	957 百万円	△ 254 百万円
債券	61,288	257	△ 377
その他	944	40	△ 21
合計	68,038	1,255	△ 652

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の時価等に関する事項

①運用目的の金銭の信託

保有はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	18,848 百万円	19,123 百万円	△ 275 百万円	261 百万円	△ 537 百万円

(注) 上記差額合計額△ 275 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため株式会社りそな銀行及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度並びに一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金（前払年金費用）	0 百万円
退職給付費用	35 百万円
退職給付の支払額	△ 10 百万円
制度への拠出額	△ 21 百万円
期末における退職給付引当金	5 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	412 百万円
年金資産	△ 407 百万円
	5 百万円
非積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	0 百万円
退職給付引当金	5 百万円
前払年金費用	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	35 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、51 百万円となっております。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	25	百万円
賞与引当金超過	9	百万円
退職給付引当金超過額	1	百万円
相互援助積立金超過額	1,028	百万円
その他有価証券評価差額金	3,972	百万円
未払奨励金	87	百万円
その他	63	百万円
繰延税金資産小計	5,188	百万円
評価性引当額	△ 5,074	百万円
繰延税金資産合計 (A)	113	百万円
繰延税金負債		
投資証券におけるみなし譲渡損	△ 2	百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2	百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	111	百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.81%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.11%
住民税均等割等	1.23%
評価性引当金の増減	2.30%
その他	2.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.31%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.66% から 28.38% に変更されました。この税率変更による当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債への影響は軽微です。

10. 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
- …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～15年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」及び「資産の償却・引当事務取扱要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給見積額から、退職共済制度から充当される金額を控除した額を基礎として計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、「JA バンク高知支援制度要領」に基づき、JA バンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

(9) ヘッジ会計は採用しておりません。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積もりに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 114 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等を個別に評価し設定しております。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、941 百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済の担保として 30,000 百万円、(株) ゆうちょう銀行との CD・ATM 相互利用に係る資金決済の担保として 4 百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券 1,694 百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金 4 百万円及び馬路村の指定金融機関業務取扱に

係る担保として 1 百万円が含まれております。

- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 34,393 百万円含まれております。
- (4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は 555 百万円であります。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5 百万円
危険債権額	97 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	103 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。
- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,965 百万円であります。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 9,906 百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | －百万円 |
| うち事業取引高 | －百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 106 百万円 |
| うち事業取引高 | 106 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、投資証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、貸出金の原資として農林中央金庫から借り入れた日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金であります。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外グループのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループのほかリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会が原案作成し理事会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有して

いるものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会の VaR は分散共分散法（保有期間 120 営業日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 13,472 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR 計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	386,105	385,194	△ 910
金銭の信託	12,707	12,707	—
その他目的	12,707	12,707	—
有価証券	225,645	220,775	△ 4,869
満期保有目的の債券	33,205	28,336	△ 4,869
その他有価証券	192,439	192,439	—
貸出金	90,607		
貸倒引当金	91		
貸倒引当金控除後	90,515	87,541	△ 2,973
資 産 計	714,974	706,220	△ 8,754
貯金	714,401	712,906	△ 1,495
借入金	300	300	—
負 債 計	714,701	713,206	△ 1,495
デリバティブ取引	970	970	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	970	970	—
デリバティブ取引計	970	970	—

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、無利息によるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（債券先物・金利スワップ等）であり、活発な市場における無調整の相場価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	48,300 百万円
合計	48,300 百万円

(注) 外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2024 年 9 月 13 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	386,105 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	35,000
その他目的のうち満期があるもの	3,018	2,278	21,719	26,874	13,130	88,367
貸出金	14,823	11,714	13,855	10,552	8,995	30,665
合 計	403,947	13,993	35,574	37,426	22,126	154,033

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 773 百万円については「1 年以内」に含めております。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	713,390 百万円	536 百万円	407 百万円	11 百万円	18 百万円	37 百万円
借入金	300	—	—	—	—	—
合計	713,690	536	407	11	18	37

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価等に関する事項

①売買目的有価証券

保有はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	33,205 百万円	28,336 百万円	△ 4,869 百万円
	国債	29,205	24,392	△ 4,812
	社債	4,000	3,943	△ 56
	合 計	33,205	28,336	△ 4,869

③その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,835 百万円	3,828 百万円	2,007 百万円
	債券	2,516	2,510	6
	国債	2,516	2,510	6
	その他	44,802	42,173	2,629
	小計	53,155	48,512	4,642
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	844 百万円	968 百万円	△ 124 百万円
	債券	61,318	68,650	△ 7,332
	国債	24,929	29,686	△ 4,757
	地方債	1,845	2,000	△ 154
	社債	33,218	35,061	△ 1,842
	外国証券	1,324	1,902	△ 577
	その他	77,121	86,476	△ 9,354
	小計	139,284	156,095	△ 16,811
合 計		192,439	204,607	△ 12,168

(注) 上記差額合計額△ 12,168 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	6,307 百万円	917 百万円	△ 193 百万円
債券	67,034	245	△ 1,875
その他	9,032	796	△ 35
合計	82,374	1,960	△ 2,104

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の時価等に関する事項

①運用目的の金銭の信託

保有はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	12,707 百万円	12,676 百万円	31 百万円	237 百万円	205 百万円

(注) 上記差額合計額 31 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため株式会社りそな銀行及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度並びに一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金（前払年金費用）	5 百万円
退職給付費用	25 百万円
退職給付の支払額	△ 2 百万円
制度への拠出額	△ 19 百万円
期末における退職給付引当金	7 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	406 百万円
年金資産	△ 398 百万円
	7 百万円
非積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	0 百万円
退職給付引当金	7 百万円
前払年金費用	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	25 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、45 百万円となっております。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	28 百万円
賞与引当金超過	9 百万円
退職給付引当金超過額	2 百万円
相互援助積立金超過額	1,028 百万円
その他有価証券評価差額金	3,444 百万円
未払奨励金	84 百万円
その他	56 百万円
繰延税金資産小計	4,653 百万円
評価性引当額	△ 4,544 百万円
繰延税金資産合計 (A)	109 百万円
繰延税金負債	
投資証券におけるみなし譲渡損	△ 2 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	106 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.08%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.70%
住民税均等割等	1.36%
評価性引当金の増減	△ 0.65%
その他	2.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.80%

10. 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月5日

高知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 東山 英仁

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	7,919	7,883	7,219	6,846	10,087
経常利益	1,731	644	701	356	323
当期剰余金	1,440	790	658	248	239
出資金	24,879	24,879	24,879	24,879	24,879
(出資口数)	(1,243,981)	(1,243,981)	(1,243,981)	(1,243,981)	(1,243,981)
純資産額	62,231	50,364	52,128	48,021	50,000
総資産額	943,085	936,618	897,917	843,778	773,016
貯金等残高	871,087	873,239	839,027	778,474	714,401
貸出金残高	105,341	102,621	99,922	91,696	90,607
有価証券残高	260,218	232,342	266,972	257,529	225,645
剰余金配当金額	867	867	867	122	122
普通出資配当額	237	237	237	83	83
後配出資配当額	130	130	130	39	39
事業分量配当額	500	500	500	-	-
職員数	79	78	79	77	82
単体自己資本比率	17.84	15.88	16.11	16.65	16.14

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	1,108	963	△144
役務取引等収支	102	86	△15
その他事業収支	112	△567	△679
事業粗利益	1,323	483	△840
(事業粗利益率)	(0.16)	(0.06)	(△0.10)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増減
事業純益	△146	△1,126	△979
実質事業純益	△146	△1,126	△979
コア事業純益	△22	509	531
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	195	996	800

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	816,264	4,677	0.57	757,222	6,105	0.80
うち預け金	463,116	2,905	0.62	395,698	3,636	0.91
うち有価証券	256,417	1,501	0.58	266,417	1,985	0.74
うち貸出金	96,731	271	0.28	95,107	483	0.50
資金調達勘定	802,279	3,666	0.45	744,695	5,141	0.69
うち貯金・定積	801,056	3,664	0.45	744,082	5,139	0.69
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	993	-	-	384	-	-
総資金利ざや			△ 0.07			△ 0.10

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用 (貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借用金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息 (支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借用金＋その他 (貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額) × 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計及び「うち貯金・定積」の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受取利息	1,028	1,427
うち預け金	596	730
うち有価証券	749	484
うち貸出金	△ 316	212
支払利息	102	1,475
うち貯金・定積	102	1,475
うち譲渡性貯金	-	-
うち借用金	-	-
差し引き	926	△ 47

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計及び「うち貯金・定積」の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額となっています。

III 事業の概況

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
流 動 性 貯 金	41,086 (4.95)	33,921 (4.48)	△ 7,165
定 期 性 貯 金	788,403 (95.01)	722,631 (95.48)	△ 65,771
そ の 他 の 貯 金	303 (0.04)	292 (0.04)	△ 11
計	829,793 (100.00)	756,845 (100.00)	△ 72,947
譲 渡 性 貯 金	- (-)	- (-)	-
合 計	829,793 (100.00)	756,845 (100.00)	△ 72,947

- (注) 1. 流動性貯金＝当座性貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝積立定期貯金＋定期貯金＋定期積金
 3. その他の貯金＝別段貯金
 4. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
定期貯金	725,048 (100.00)	685,812 (100.00)	△ 39,235
うち固定金利定期	725,046 (99.99)	685,811 (99.99)	△ 39,235
うち変動金利定期	1 (0.00)	1 (0.00)	-

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
手 形 貸 付	138	170	32
証 書 貸 付	84,749	84,202	△ 547
当 座 貸 越	411	545	134
金 融 機 関 貸 付	11,431	10,188	△ 1,242
割 引 手 形	-	-	-
合 計	96,731	95,107	△ 1,624

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	80,676 (87.98)	79,742 (88.01)	△ 933
変 動 金 利 貸 出	11,020 (12.02)	10,864 (11.99)	△ 155
合 計	91,696 (100.00)	90,607 (100.00)	△ 1,088

- (注) () 内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 金・ 定 期 積 金 等	203	173	△ 29
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	203	173	△ 29
農業信用基金協会保証	36	30	△ 6
そ の 他 保 証	3	3	△ 0
小 計	40	33	△ 7
信 用	91,452	90,400	△ 1,051
合 計	91,696	90,607	△ 1,088

■ 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 金・ 定 期 積 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	1,143	1,069	△ 73
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	1,143	1,069	△ 73
農業信用基金協会保証	-	-	-
そ の 他 保 証	3	3	△ 0
小 計	3	3	△ 0
信 用	7	3	△ 3
合 計	1,154	1,076	△ 78

■ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
設 備 資 金	76,463 (83.39)	76,523 (84.46)	59
運 転 資 金	15,232 (16.61)	14,084 (15.54)	△ 1,148
合 計	91,696 (100.00)	90,607 (100.00)	△ 1,088

(注) () 内は構成比です。

■ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業	203 (0.22)	201 (0.22)	△ 2
林 業	- (-)	- (-)	-
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	541 (0.59)	335 (0.37)	△ 206
鉱 業	- (-)	- (-)	-
建 設 業	10 (0.01)	8 (0.01)	△ 2
電気・ガス・熱供給・水道業	- (-)	- (-)	-
運 輸 ・ 通 信 業	- (-)	86 (0.10)	86
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	686 (0.75)	936 (1.03)	249
金 融 ・ 保 険 業	11,206 (12.22)	10,906 (12.04)	△ 299
不 動 産 業	400 (0.44)	400 (0.44)	-
サ ー ビ ス 業	2,413 (2.63)	1,386 (1.53)	△ 1,026
地 方 公 共 団 体	76,131 (83.03)	76,257 (84.16)	126
そ の 他	102 (0.11)	88 (0.10)	△ 14
合 計	91,696 (100.00)	90,607 (100.00)	△ 1,088

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

■ 主要な農業関係の貸出金残高

● 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	92	91	△ 0
穀作	-	-	-
野菜・園芸	53	46	△ 7
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	6	-	△ 6
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	21	20	△ 1
養蚕	-	-	-
その他農業	10	25	15
農業関連団体等	3	-	△ 3
合 計	95	91	△ 3

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や連合会（全農）とその子会社等が含まれています。

● 資金種類別

< 貸出金 >

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	76	76	△ 0
農業制度資金	18	14	△ 3
農業近代化資金	18	14	△ 3
その他制度資金	-	-	-
合 計	95	91	△ 3

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

< 受託貸付金 >

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	9,213	8,959	△ 253
その他	176	132	△ 44
合 計	9,390	9,092	△ 298

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

■ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 6 年度	5	0	0	4	5
	令和 7 年度	5	0	0	4	5
危険債権	令和 6 年度	130	36	-	86	123
	令和 7 年度	132	34	-	93	128
要管理債権	令和 6 年度	-	-	-	-	-
	令和 7 年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和 6 年度	-	-	-	-	-
	令和 7 年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和 6 年度	-	-	-	-	-
	令和 7 年度	-	-	-	-	-
小 計	令和 6 年度	136	37	0	91	129
	令和 7 年度	138	35	0	98	134
正常債権	令和 6 年度	92,718				
	令和 7 年度	91,550				
合 計	令和 6 年度	92,855				
	令和 7 年度	91,688				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■ 元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	45	41	-	45	41	41	15	-	41	15
個別貸倒引当金	94	91	-	94	91	91	98	-	91	98
合 計	140	133	-	140	133	133	114	-	133	114

■ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

■ 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
国 債	50,518	70,077	19,558
地 方 債	2,360	2,481	120
社 債	38,927	38,570	△ 357
株 式	7,297	5,854	△ 1,442
外 国 証 券	1,901	1,901	△ 0
受 益 証 券	151,228	143,254	△ 7,974
投 資 証 券	4,182	4,278	95
合 計	256,417	266,417	9,999

■ 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合計
令和 6 年度								
国 債	508	7,193	-	6,579	3,569	47,481	-	65,330
地 方 債	599	97	292	-	1,705	-	-	2,695
社 債	999	-	4,518	952	-	21,897	8,646	37,014
株 式	-	-	-	-	-	-	8,033	8,033
外 国 証 券	-	-	-	-	-	1,531	-	1,531
受 益 証 券	3,029	4,222	51,678	23,257	23,297	-	33,667	139,153
投 資 証 券	-	-	-	-	-	-	3,769	3,769
合 計	5,135	11,513	56,490	30,789	28,572	70,910	54,117	257,529
令和 7 年度								
国 債	2,516	-	-	-	15,955	38,179	-	56,651
地 方 債	-	-	193	-	1,651	-	-	1,845
社 債	-	1,953	5,626	465	-	20,388	8,784	37,218
株 式	-	-	-	-	-	-	6,679	6,679
外 国 証 券	-	-	-	-	-	1,324	-	1,324
受 益 証 券	518	21,998	34,004	6,019	28,648	-	26,584	117,773
投 資 証 券	-	-	-	-	-	-	4,150	4,150
合 計	3,035	23,952	39,824	6,484	46,256	59,892	46,199	225,645

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

●売買目的有価証券

該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	29,074	26,627	△ 2,446	29,205	24,392	△ 4,812
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	4,000	3,940	△ 59	4,000	3,943	△ 56
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	33,074	30,568	△ 2,505	33,205	28,336	△ 4,869
合 計		33,074	30,568	△ 2,505	33,205	28,336	△ 4,869

●その他有価証券

(単位：百万円)

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	株式	4,651	3,419	1,232	5,835	3,828	2,007
	債券	17,990	17,812	177	2,516	2,510	6
	国債	16,789	16,612	177	2,516	2,510	6
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,200	1,200	0	-	-	-
	その他	54,085	52,531	1,553	44,802	42,173	2,629
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	54,085	52,531	1,553	44,802	42,173	2,629
	小 計	76,728	73,763	2,964	53,155	48,512	4,642
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	3,381	3,887	△ 506	844	968	△ 124
	債券	53,976	58,470	△ 4,493	59,994	66,748	△ 6,755
	国債	19,466	22,379	△ 2,912	24,929	29,686	△ 4,757
	地方債	2,695	2,800	△ 104	1,845	2,000	△ 154
	社債	31,813	33,290	△ 1,476	33,218	35,061	△ 1,842
	その他	90,368	102,055	△ 11,687	78,445	88,378	△ 9,931
	外国証券	1,531	1,902	△ 371	1,324	1,902	△ 577
	その他の証券	88,837	100,153	△ 11,316	77,121	86,476	△ 9,354
	小 計	147,727	164,413	△ 16,686	139,284	156,095	△ 16,811
合 計		224,455	238,177	△ 13,722	192,439	204,607	△ 12,168

■ 金銭の信託の時価情報

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	18,848	19,123	△ 275	261	△ 537	12,707	12,676	31	237	205

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

●金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 6 年度			令和 7 年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	金利スワップ	受取固定支払変動	-	-	-	-	-	-
		受取変動支払固定	19,500	152	152	15,500	961	961
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
計			19,500	152	152	15,500	961	961

●通貨関連取引

該当する取引はありません。

●株式関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 6 年度			令和 7 年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	株価指数先物	売建	-	-	-	184	175	9
		買建	-	-	-	-	-	-
	株価指数 オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
計			-	-	-	184	175	9

●債券関連取引

該当する取引はありません。

IV 経営諸指標

利益率

(単位：%)

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
総資産経常利益率	0.03	0.03	0.00
純資産経常利益率	0.57	0.52	△ 0.05
総資産当期純利益率	0.02	0.02	0.00
純資産当期純利益率	0.40	0.38	△ 0.02

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増減
貯貸率	期 末	11.77	12.68	0.91
	期 中 平 均	11.65	12.56	0.91
貯証率	期 末	33.08	31.58	△ 1.50
	期 中 平 均	30.90	35.20	4.30

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100



V 自己資本比率の状況（単体）

定性的開示項目

自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、16.14%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	高知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	118 億円（前年度 118 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	高知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	130 億円（前年度 130 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

当会利用者への与信にあたっては、業種別、債務者区分別、大口債務者別等のリスク量変化に留意し、特定の業種や取引先に集中しない方針を採っています。融資残高が上位にある大口債務者については、債権の保全状況やリスク状況をモニタリングし、また、与信の比重が高くなっている地方公共団体向け与信は、与信ルールをALM的観点に立って適宜見直しています。デリバティブが組み込まれるなどの与信先管理が困難な案件については、原則として新規与信は避ける方針ですが、シンジケートローンについては要領を定めて対応しています。

有価証券にかかる信用リスク管理は、規程等で定めた基準格付けを下回る債券を取得しないことを原則としています。基準格付を下回る、あるいは下回った場合の保有債券の処分等については、リスク管理委員会において組織決定をしています。

また、理事長・常務と室・部長で構成するリスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき以下の内容により計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を引き当てしています。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権額から担

保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしています。

●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ・リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ・リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカンントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カンントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めており、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、以上の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保については、自己査定時等、定期的に確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

派生商品取引は、毎年度はじめに策定する「余裕金の運用方針」において運用枠を設定し、「運用計画」においてヘッジ目的に使用することを決定しています。運用枠は、売建と買建の差額を保有現物の50%以内に設定していますが、保有現物の価格下落をヘッジすることを基本としているので、先物取引は、原則、売建のみとしています。

いわゆる着地取引である長期決済期間取引は、「余裕金の運用方針」において実施しない取引として規定しています。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ CVA リスクに関する事項

● CVA リスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に金利スワップ取引が対象となります。

● CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

■ マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当会では、正確な事務の懈怠、事務事故、不祥事等、並びに電算システムの停止や誤作動をオペレーショナル・リスクと捉え、事務事故や不祥事等が未然に防止できる内部統制の確立に努めるとともに、内部統制を担保するための法令等遵守の職場風土醸成に努めています。

オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢では、リスク管理グループによる日常におけるリスクの特定や評価、モニタリング活動、そして「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」が当会全般の評価やコントロールに関わっています。

事務リスク管理は、統一事務手続ならびに事務処理マニュアルの整備と内容の向上による厳正な事務管理を徹底するほか、コンプライアンス・マニュアルに則した職場風土の醸成によって、不正、不祥事の発生防止を徹底します。

システムリスク管理は、リスク管理の実効性能力向上をめざし、適切な人材の育成と配置に努めるとともに、外部委託先との協力関係を築いています。当会の情報を適切に保護するため、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基本規程等、一連の規程を整備して会内に周知徹底しています。

● BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

● ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

■ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

●出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。外部出資として保有する株式以外の株式は「余裕金運用規程」に基づき管理しています。保有目的区分は、その他有価証券に区分し、評価しています。また、外部出資として保有する株式は取得価額を貸借対照表価額としています。

取得原価に比して著しく時価が下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、その下落率が取得原価比 30% 以上の場合は減損処理を行います。また、その下落率が取得原価比 50% 以上の場合には、原則として回復する見込みがないものとし、減損処理を行います。

外部出資については、資産の自己査定結果に基づき処理を行います。IV 分類となった額は減損処理を行います。

■ リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	165,612	135,071
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

■ 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

■ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

■ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、金利リスクを含めて市場リスクを適正な水準にコントロールするよう努めています。

■ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

■ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

● 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

■ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.687 年です。

■ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

■ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

■ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

■ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

■ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

■ 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

■ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、計測対象となる運用資産の減少によるものです。

■ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

■ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

■ 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII と大きく異なる点）

特段ありません。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,347	20,562	2,143	2,657
2	下方パラレルシフト	△ 21,092	△ 24,495	△ 2,130	304
3	スティープ化	13,846	13,035		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	20,347	20,562	2,143	2,657
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	65,558		65,538	

- (注) 1. 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。



定量的開示項目

自己資本の状況

●自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	61,896	62,014
うち、出資金及び資本準備金の額	24,879	24,879
うち、再評価積立金の額	4	4
うち、利益剰余金の額	37,134	37,251
うち、外部流出予定額 (△)	122	122
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,664	3,638
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,664	3,638
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	65,561	65,652
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	23	94
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	94
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23	94
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	65,538	65,558
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	389,045	401,950
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	4,500	4,090
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	393,546	406,041
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.65%	16.14%

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

●自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	5,057	-	-	2,521	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,139	-	-	61,491	-	-
我が国の地方公共団体向け	78,938	-	-	78,265	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	420,146	84,320	3,372	419,803	87,270	3,490
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	-	-	-	100	30	1
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	10,876	6,648	265	11,232	5,973	238
中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,733	1,287	51	1,666	1,260	50
不動産関連向け	158	82	3	152	78	3
（うち賃貸用不動産向け）	158	82	3	152	78	3
劣後債権及びその他資本性証券等	7,721	7,721	308	6,419	8,023	320
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	129	44	1	139	48	1
取立未済手形	29	5	0	17	3	0
信用保証協会等による保証付	40	4	0	33	3	0
株式等	14,402	14,402	576	11,887	15,453	618
上記以外	85,566	206,811	8,272	86,932	208,514	8,340
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	24,773	61,932	2,477	24,975	62,437	2,497
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	55,394	138,486	5,539	55,394	138	5,539
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	24	60	2	25	64	2
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	1,914	2,871	114	1,976	2,964	118
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,459	3,459	138	4,560	4,560	182
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	165,612	67,534	2,701	135,071	74,787	2,991
（うちルックスルー方式）	165,612	67,534	2,701	135,071	74,787	2,991
標準的手法を適用するエクスポージャー計	858,550	388,862	15,554	815,635	401,418	16,056
CVA リスク相当額 ÷ 8%		183	7		532	21
合計（信用リスク・アセットの額）	858,550	389,045	15,561	815,635	401,950	16,078
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（標準的計測手法）	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	4,500		180	4,090		163
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	393,546		15,741	406,041		16,241

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,500	4,090
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	180	163
BI	3,000	2,727
BIC	360	327

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和 6 年度					令和 7 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内		689,119	93,154	109,561	-	129	646,769	91,693	102,689	-	139
国 外		1,904	-	1,904	-	-	31,818	29,913	1,904	-	-
地域別残高計		691,024	93,154	111,465	-	129	678,587	121,606	104,594	-	139
法人	農業	744	744	-	-	54	713	713	-	-	53
	林業	1	1	-	-	-	0	0	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	10,006	544	6,113	-	69	8,037	343	5,789	-	66
	鉱業	60	-	-	-	-	149	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,664	400	2,310	-	-	7,613	400	2,411	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	832	-	701	-	-	977	-	701	-	-
	運輸・通信業	1,963	14	1,003	-	-	2,503	86	1,706	-	-
	金融・保険業	458,774	11,206	28,689	-	-	456,924	40,820	28,583	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	8,121	3,170	1,701	-	-	7,147	2,388	1,901	-	-
	日本国政府・地方公共団体	147,086	76,140	70,946	-	-	139,766	76,266	63,499	-	9
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		623	623	-	-	5	581	581	-	-	10
その他		55,143	307	-	-	-	54,170	3	-	-	-
業種別残高計		691,024	93,154	111,465	-	129	678,587	121,606	104,594	-	139
1 年以下		430,775	11,131	2,109	-	-	401,238	12,024	2,514	-	-
1 年超 3 年以下		20,883	13,653	7,230	-	-	13,404	11,395	2,008	-	-
3 年超 5 年以下		31,000	26,084	4,916	-	-	27,153	21,142	6,010	-	-
5 年超 7 年以下		16,161	8,661	7,499	-	-	39,728	39,250	478	-	-
7 年超 10 年以下		13,855	8,473	5,381	-	-	35,099	17,235	17,863	-	-
10 年超		100,151	24,838	75,313	-	-	87,047	20,545	66,501	-	-
期限の定めのないもの		78,196	311	9,015	-	-	74,915	12	9,216	-	-
残存期間別残高計		691,024	93,154	111,465	-	-	678,587	121,606	104,594	-	-

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	45	41	-	45	41	41	15	-	41	15
個別貸倒引当金	94	91	-	94	91	91	98	-	91	98

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和 6 年度						令和 7 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	その他	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	その他	期末 残高	
国 内	国 内	94	91	-	94	91		91	98	-	91	98	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	94	91	-	94	91		91	98	-	91	98	
法 人	農業	33	28	-	33	28	-	28	29	-	28	29	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	61	58	-	61	58	-	58	55	-	58	55	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	8	-
	個 人	-	4	-	-	4	-	4	5	-	4	5	-
業種別計		94	91	-	94	91	-	91	98	-	91	98	-

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

●信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	5,057	-	5,057	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	68,139	-	68,139	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	78,938	-	78,938	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	420,146	-	420,146	-	84,320	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20～150	10,553	322	10,545	322	6,648	61
(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	635	1,097	427	1,097	1,287	84
(うちトランザクター向け)	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	158	-	158	-	82	52
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	-	-	-	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	158	-	158	-	82	52
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うち ADC 向け)	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	7,721	-	7,721	-	7,721	100
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	22	34	22	15	44	117
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	29	-	29	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	40	-	40	-	4	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	14,402	-	14,402	-	14,402	100
上記以外	100～1250	85,566	-	85,566	-	206,811	242
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	24,773	-	24,773	-	61,932	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	55,394	-	55,394	-	138,486	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	24	-	24	-	60	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	1,914	-	1,914	-	2,871	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,459	-	3,459	-	3,459	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	165,612	-	165,612	-	67,534	41
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	388,862	-

[令和7年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,521	-	2,521	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	61,491	-	61,491	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	78,265	-	78,265	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	389,889	29,913	389,889	29,913	87,270	21
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	100	-	100	-	30	30
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20～150	11,216	15	11,216	15	5,973	53
(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	636	1,030	461	1,030	1,260	85
(うちトラザクター向け)	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	152	-	152	-	78	51
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	-	-	-	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	152	-	152	-	78	51
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うち ADC 向け)	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	6,419	-	6,419	-	8,023	125
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	22	35	22	17	48	119
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	17	-	17	-	3	20
信用保証協会等による保証付	0～10	33	-	32	-	3	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	11,887	-	11,887	-	15,453	130
上記以外	100～1250	86,932	-	86,932	-	208,514	240
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	24,975	-	24,975	-	62,437	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	55,394	-	55,394	-	138,487	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	25	-	25	-	64	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	1,976	-	1,976	-	2,964	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,560	-	4,560	-	4,560	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	135,071	-	135,071	-	74,787	55
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	401,418	-

●ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和 6 年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他		合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,139	-	-	-	-	-		68,139					
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-		-					
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-		-					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	78,938	-	-	-	-	-	-	78,938					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	417,534	2,312	300	-	-	-	-	-	420,146				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	8,821	170	-	-	1,411	-	465	-	10,868			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他		合計						
劣後債権及びその他資本性証券等	-	7,721	-	-	-	-	7,721						
株式等	-	-	14,402	-	-	-	14,402						
	45%	75%	100%	その他		合計							
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	89	-	-	1,435	1,525							
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-							
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	21	25	-	-	-	111	-	-	-	-	-	158	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他		合計					
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60%	その他			合計								
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	100%	150%	その他			合計							
不動産関連向けうち ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	50%	100%	150%	その他		合計							
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12	-	25	0	37								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	0%	10%	20%	100%	その他		合計						
現金	5,057	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,057	
取立未済手形	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-	29	
信用保証協会等による保証付	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

[令和 7 年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,491	-	-	-	-	-	61,491						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	78,265	-	-	-	-	-	-	78,265					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	386,700	33,102	-	-	-	-	-	1	419,803				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	100	-	-	-	-	-	-	100				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	700	9,395	-	-	-	1,135	-	-	2	11,232			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	6,419	-	-	-	6,419							
株式等	-	-	11,887	-	-	11,887							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	73	-	1,418	1,491								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	43	-	-	-	-	109	-	-	-	-	-	152	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうち ADC 向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12	-	27	1	40								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	2,521	-	-	-	-	2,521							
取立未済手形	-	-	17	-	-	17							
信用保証協会等による保証付	-	32	-	-	-	32							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

●資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイトの区分	令和 6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	572,314	-	-	572,098
40%～70%	8,944	303	100%	9,245
75%	170	88	100%	259
80%	-	-	-	-
85%	426	1,008	100%	1,434
90%～100%	1,388	22	100%	1,411
105%～130%	-	-	-	-
150%	8,198	30	100%	8,212
250%	14,402	-	-	14,402
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	1	100%	1
合計	605,845	1,454	100%	607,065

（単位：百万円）

リスク・ウェイトの区分	令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	533,139	29,913	100%	562,878
40%～70%	9,515	3	100%	9,517
75%	-	73	100%	73
80%	-	-	-	-
85%	461	956	100%	1,417
90%～100%	1,119	15	100%	1,135
105%～130%	-	-	-	-
150%	6,431	31	100%	6,447
250%	11,887	-	-	11,887
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	1	48%	0
合計	562,555	30,995	100%	593,356

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和 6 年度	令和 7 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和 6 年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	165	407	-	-	-	407
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	165	407	-	-	-	407
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相 当額削減効果（△）		-				-
合 計	165	407	-	-	-	407

令和 7 年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	961	1,184	-	-	-	1,184
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	961	1,184	-	-	-	1,184
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相 当額削減効果（△）		-				-
合 計	961	1,184	-	-	-	1,184

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし 0 を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	-	-	-	-
種類 1	-	-	-	-
種類 2	-	-	-	-
種類 3	-	-	-	-

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
想定元本額	-	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

●出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	8,033	8,033	6,679	6,679
非 上 場	48,300	48,300	48,300	48,300
合 計	56,333	56,333	54,980	54,980

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

●出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
957	254	-	917	193	-

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,232	506	2,007	124

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

VI 役員等の報酬体系

役員

■ 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

■ 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	52	6

（注1） 対象役員は、経営管理委員5名、理事3名、監事5名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。
なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めています。

■ 対象役員の報酬等の決定等

● 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、適宜役員報酬審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

● 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」(注1)の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいません。(注3)

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和7年度において、当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

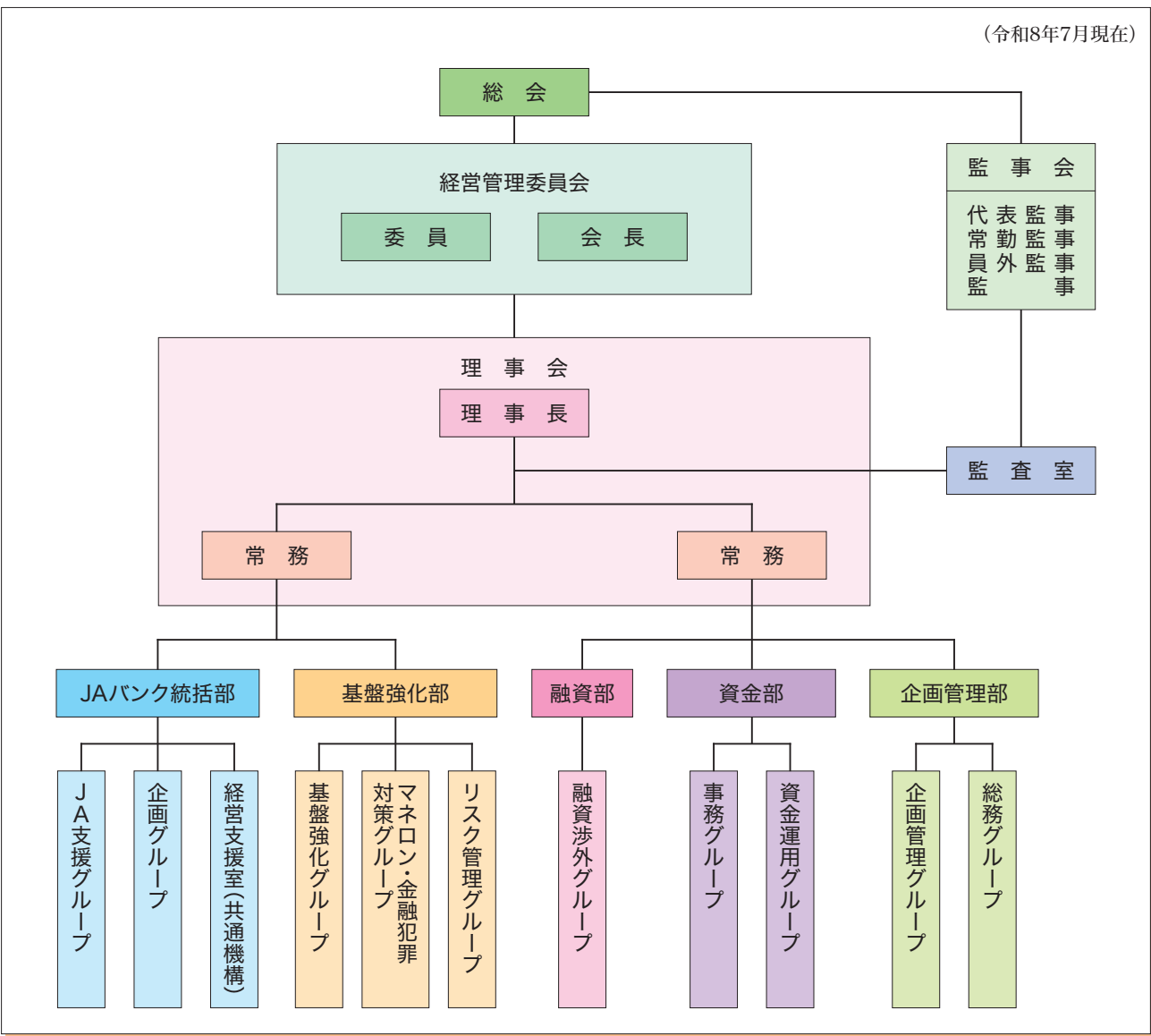
その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。



信連の概要

機構図



役員構成(役員一覧)

(令和8年7月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
経営管理委員会会長	久 岡 隆	代表理事理事長	東 山 英 仁
経営管理委員	島 田 信 行	代表理事常務	森 田 隆 志
経営管理委員	大 原 光 鶴	代表理事常務	井 上 幸 次
経営管理委員	上 澤 哲 猪	代表監事・常勤監事	濱 田 泰 輔
経営管理委員	宮 畠 徳 明	監 事	高 橋 一 吉
		監 事	川 久 保 園 賀
		員 外 監 事	三 本 聖 典

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

信用事業の業務代理を委託する代理店(業務代理組合)の状況

(令和 8 年 7 月現在)

業務代理組合の名称	馬路村農業協同組合
業務代理組合の住所	馬路村代理店 高知県安芸郡馬路村馬路 3888 番地 4
代理事業の開始年月日	令和 2 年 9 月 20 日 (日) より

沿革・あゆみ

大正 10 年	高知県信用購買組合連合会設立
昭和 12 年	高知県信用購買販売利用組合連合会に改組
昭和 18 年	高知県農業会に改組
昭和 23 年	高知県信用農業協同組合連合会設立 高知県農業会より貯金 2 億 5,080 余万円を引継ぐ 各支所(安芸・南国・須崎・幡多)開始
昭和 30 年	須崎市金庫事務取扱開始(昭和 35 年契約解除)
昭和 35 年	南国市金庫事務取扱開始(令和 3 年契約解除)
昭和 36 年	共通役員制実施(中央会・信連・経済連・共済連・厚生連・畜産連) 高知県庁前に新農協会館落成(高知市本町 4 丁目 1 番 24 号)
昭和 39 年	貯金量 100 億円達成 全国農協貯金者保護制度発足
昭和 41 年	南国支所新築落成(南国市大堀甲 6 番地 1)
昭和 42 年	須崎支所新築落成(須崎市原町 1 丁目 2 番 26 号)
昭和 44 年	安芸支所新築落成(安芸市矢の丸 2 丁目 6 番 3 号)
昭和 48 年	高知県収納代理金融機関の指定(昭和 59 年指定解除)
昭和 49 年	全国農協信用事業相互援助制度発足
昭和 50 年	貯金量 1,000 億円達成
昭和 51 年	幡多支所新築落成(中村市右山五月町 7 番 44 号)
昭和 57 年	オンラインシステム稼働
昭和 58 年	県下農協貯金ネットサービス稼働
昭和 59 年	全国系統為替オンラインシステム稼働 高知県指定代理金融機関の指定(平成 25 年指定解除)
昭和 60 年	全国農協貯金ネットサービス稼働
昭和 61 年	国債窓販取扱開始(代理窓販)
平成 2 年	貯金量 5,000 億円達成
平成 3 年	外貨両替業務取扱開始(平成 18 年取扱中止)
平成 5 年	各支所(安芸・南国・須崎・幡多)廃止
平成 6 年	国債窓販取扱開始(自己窓販)
平成 11 年	(株)クミアイ興産(100%出資子会社)解散
平成 12 年	投資信託窓口販売開始
平成 13 年	全国共同運用オンラインシステム(ジャステム)へ移行
平成 14 年	JA バンクシステム開始
平成 15 年	経営管理委員会制度導入
平成 20 年	高知市北御座に新 JA ビル竣工、事務所移転(高知市北御座 2 番 27 号)
平成 22 年	ジャステム新システム稼働(第 2 次システム)
平成 25 年	高知県収納代理金融機関の指定
平成 30 年	ジャステム新システム稼働(第 3 次システム)
令和 2 年	南国市役所出張所廃止 馬路村農協から信用事業を譲受け 併せて、馬路村農協は当会の信用事業代理店として運営開始 馬路村指定金融機関事務取扱開始
令和 3 年	JA バンク高知貯金量 1 兆円達成

店舗等のご案内

(令和8年7月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号
高知県信用農業協同組合連合会 本所	高知市北御座2番27号	088-802-8001

当会のATM設置一覧については、JAバンク高知のホームページ（ホームページアドレス <https://www.jabank-kochi.jp/>）の『店舗・ATM検索』をご覧ください。

ホームページのご案内

● JAバンク高知

JAバンク高知について、よく知っていただき、これからも安心してご利用いただけるよう、JAバンク高知のホームページを開設しております。



<https://www.jabank-kochi.jp/>

● JAバンク高知信連

当会の事業や経営内容について、会員・利用者の皆さまにご紹介するために、JAバンク高知信連のホームページを開設しております。

JA高知県信用農業協同組合連合会



<https://www.jabank-kochi.jp/shinren/>

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目(農業協同組合法施行規則第 204 条関連) ページ

1 概況及び組織に関する事項

(1) 業務の運営の組織	84
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	84
(3) 会計監査人の名称	52
(4) 事務所の名称及び所在地	86
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	84

2 主要な業務の内容

21

3 主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	12
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	53
b 経常利益または経常損失	53
c 当期剰余金または当期損失金	53
d 出資金及び出資口数	53
e 純資産額	53
f 総資産額	53
g 貯金等残高	53
h 貸出金残高	53
i 有価証券残高	53
j 単体自己資本比率	53
k 剰余金の配当の金額	53
l 職員数	53
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	53
b 貯金に関する指標	55
c 貸出金等に関する指標	55
d 有価証券に関する指標	59

4 業務の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	7
(2) 法令遵守の体制	7
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	18
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	8

5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書	28
(2) 債権にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	58
b 危険債権に該当する債権	58

c 三月以上延滞債権に該当する債権	58
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	58
(3) 自己資本の充実の状況	69
(4) 取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	60
b 金銭の信託	61
c デリバティブ取引	61
d 金融等デリバティブ取引	61
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	61
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
(6) 貸出金償却の額	59
(7) 会計監査人の監査を受けている旨	52

その他重要な事項(農業協同組合法施行規則第 207 条) ページ

役員等の報酬体系	82
----------	----

JA バンク高知信連へのご意見・ご相談等について

■当会が行う信用事業の業務に関し、「ご意見受付窓口」にてご意見、ご質問、苦情等を受け付けておりますので、お申し出下さい。

●封書・はがきによる受付 〒781-9511 高知県高知市北御座2番27号
高知県信用農業協同組合連合会
企画管理部総務グループ
「ご意見受付窓口」係 宛

●FAXによる受付 FAX 088-804-3100

●電子メールによる受付 メールアドレス shinren@ja-kochishinren.or.jp

＊内容が詳細かつ大量のものにつきましては、郵便等でのご利用をお願いいたします。

＊いずれのご意見等につきましても、ご連絡される方の住所・氏名・電話番号・FAX 番号を明記するとともに、内容をできるだけ正確にお知らせください。なお、お寄せいただいた全ての情報については厳重に管理し、本人の同意なく第三者には開示されることはありません。



DISCLOSURE 2026

発行 令和8年7月
編集 高知県信用農業協同組合連合会
〒781-9511 高知県高知市北御座2番27号
TEL(088)802-8001 FAX(088)804-3100